

事列表

開示決定等の期限関係

(資料 2 ～ 6)

○延長手続を採らなかった事案に係るもので、30日以内に開示決定等がされなかったもの(資料2)

行政機関名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	30日以内に開示決定等がされなかった理由
消防庁	火災報告電子データ(平成16年)について電子データの写し	H20.6.20	H20.7.20	H20.8.13	24	電子申請・承認システムの不具合により時間を要したため。
	火災報告電子データ(平成18年)について電子データの写し	H20.6.20	H20.7.20	H20.8.13	24	電子申請・承認システムの不具合により時間を要したため。
	各消防本部が提出している「火災報告」の電子データ(平成7年から平成19年までの13年間分) 13件	H20.6.24	H20.7.24	H20.8.13	20	電子申請・承認システムの不具合により時間を要したため。
外務省	1960年8月から1964年11月までの間に開催された「外交政策企画委員会」の記録	H16.3.17	H16.4.16	H20.12.3	1692	所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したために開示請求の処理に十分な時間を割くことができなかったことに加え、特定した対象文書の審査に慎重な判断が求められたため。
	1960年8月から1964年11月までの間に開催された「外交政策企画委員会」の記録	H16.3.17	H16.4.16	H20.6.30	1536	所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したために開示請求の処理に十分な時間を割くことができなかったことに加え、特定した対象文書の審査に慎重な判断が求められたため。
	「北朝鮮1」	H17.10.4	H17.11.4	H20.7.10	979	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	平成4年2月27日のジュネーブ軍縮会議で中国代表が述べた”中国自らの遺棄科学兵器多量処理”においては、どのような内容の廃棄処理技術や環境対策が採用されていたのかが、具体的に分かる文書	H18.1.25	H18.3.6	H20.9.22	931	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	1969年4月に在米日本大使館が沖縄問題についてアメリカ側と協議した内容を記録した資料	H18.6.30	H18.8.10	H20.5.1	630	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。

行政機関名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	30日以内に開示決定等がされなかった理由
外務省	1970年3月31日から4月5日にかけて、「よど号事件」に関する在韓国日本大使館と本省との公電のやりとりの記録	H18.7.20	H18.8.21	H20.10.17	788	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	創価学会第7次訪中国団と中国側要人との会談録	H18.10.6	H18.11.6	H20.9.17	681	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	中曽根首相と趙紫陽首相との会談(1985年10月・ニューヨーク)の首脳会議録と事前準備の省内文書、公電のやり取りなど	H18.11.13	H18.12.13	H20.8.21	617	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	中国における遺棄化学兵器処理事業において、外部委託した内容が分かる文書	H18.11.24	H18.12.25	H20.8.22	606	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	2000年10月の朱鎔基首相訪日関連文書	H18.12.5	H19.1.4	H20.8.18	592	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	2005年3月から5月ごろの中国における反日暴動について	H18.12.5	H19.1.4	H20.11.4	670	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	中台関係	H19.1.12	H19.2.13	H20.10.16	611	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	中台関係	H19.1.12	H19.2.13	H20.10.7	602	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	日中要人の特定会談録	H19.3.19	H19.4.18	H20.7.23	462	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	日中要人の特定会談録	H19.3.19	H19.4.18	H20.9.5	506	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。

行政機関名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	30日以内に開示決定等がされなかった理由
外務省	中国の国連代表権問題に関する文書	H19.3.30	H19.5.1	H20.7.28	454	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	中国の国連代表権問題に関する文書	H19.3.30	H19.5.1	H20.7.15	441	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	中国の国連代表権問題に関する文書	H19.3.30	H19.5.1	H20.8.25	482	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	日韓国交正常化交渉の記録 総説6 (在日朝鮮人の北朝鮮帰還協定に関する部分)	H20.3.27	H20.4.28	H20.6.19	52	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
文化庁	平成20年5月14日付けで特定個人から送付された行政文書開示請求書の「開示を求める行政文書」に記載された行政文書	H20.5.19	H20.8.25	H20.9.10	16	開示決定等の処理に係る事務手続き上の不備があったため。
厚生労働省	中国四国各県における監査対象医療機関の選定に係る会議録あるいは稟議書など、意志決定の理由及び経過が分かる書類	H20.10.8	H20.11.7	H20.11.19	12	開示・不開示の審査に予想以上の時間を要したため。
	指導対象保険医療機関等の選定委員会議事(平成17年度以降のものすべて、各都道府県の地方事務所や旧社会保険事務局で開かれた会議の分も含む)管轄する都道府県内で個別指導した整骨院の数が分かる文書全て(平成17年度以降のものすべて、各都道府県の地方事務所や旧社会保険事務局で指導した分も含む)(鳥取、島根)	H20.10.27	H20.11.26	H20.11.28	2	開示・不開示の審査に予想以上の時間を要したため。
	新規指定医療機関一覧(医科)福岡県、佐賀県分 平成19(2007)年10月1日～平成20(2008)年9月30日	H20.11.12	H20.12.12	H20.12.17	5	他の業務が繁忙であったことと、審査及び決裁に予想以上の時間を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	30日以内に開示決定等がされなかった理由
厚生労働省	在宅療養支援診療所に係る報告書 (1)平成20年7月1日現在(長崎県)	H21.2.18	H21.3.20	H21.3.30	10	対象文書の特定に時間を要するとともに、他の業務が繁忙であったため。
	診療報酬に係わる実施状況報告等	H20.9.1	H20.10.1	H20.10.7	6	受付機関からの移送が開示決定期限の直前であったこと、他の業務が繁忙であったため。
	診療報酬に掲げる手術症例数	H20.9.3	H20.10.3	H20.10.7	4	受付機関からの移送が開示決定期限の直前であったこと、他の業務が繁忙であったため。
社会保険庁	健康保険・厚生年金保険適用事業所について事業所名等の確認できる文書	H20.10.3	H20.11.2	H20.11.17	15	開示対象資料が大量(457枚)であったため。
	健康保険・厚生年金保険適用事業所について事業所名等の確認できる文書	H20.10.3	H20.11.2	H20.11.17	15	開示対象資料が大量(475枚)であったため。
	健康保険・厚生年金保険適用事業所について事業所名等の確認できる文書	H20.10.3	H20.11.2	H20.11.17	15	開示対象資料が大量(434枚)であったため。
	健康保険・厚生年金保険適用事業所について事業所名等の確認できる文書	H20.10.3	H20.11.2	H20.11.17	15	開示対象資料が大量(332枚)であったため。
	健康保険・厚生年金保険適用事業所について事業所名等の確認できる文書	H20.10.3	H20.11.2	H20.11.17	15	開示対象資料が大量(517枚)であったため。
	健康保険・厚生年金保険適用事業所について事業所名等の確認できる文書	H20.10.3	H20.11.2	H20.11.17	15	開示対象資料が大量(525枚)であったため。
	健康保険・厚生年金保険適用事業所について事業所名等の確認できる文書	H20.10.3	H20.11.2	H20.11.17	15	開示対象資料が大量(296枚)であったため。
	健康保険・厚生年金保険適用事業所について事業所名等の確認できる文書	H20.10.3	H20.11.2	H20.11.17	15	開示対象資料が大量(391枚)であったため。

行政機関名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	30日以内に開示決定等がされなかった理由
社会保険庁	健康保険・厚生年金保険適用事業所について事業所名等の確認できる文書	H20.10.3	H20.11.2	H20.11.17	15	開示対象資料が大量(434枚)であったため。
	健康保険・厚生年金保険適用事業所について事業所名等の確認できる文書	H20.10.3	H20.11.2	H20.11.17	15	開示対象資料が大量(542枚)であったため。
	健康保険・厚生年金保険適用事業所について事業所名等の確認できる文書	H20.10.3	H20.11.2	H20.11.17	15	開示対象資料が大量(203枚)であったため。
	指導対象医療機関等の選定委員会全会議録等の資料	H20.5.30	H20.6.29	H20.7.16	17	開示対象資料が大量(1,797枚)であったため。

○延長手続を採った事案に係るもので、延長した期限までに開示決定等がされなかったもの(資料3)

行政機関名	件名	受付年月日	延長後の期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
外務省	1984年5月に来日した姫嶋飛國務委員と安倍外相ら日本側要人の会談記録	H17.10.21	H17.12.20	H20.7.11	934	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	竹入元公明委員長の中国訪問時における発言	H18.8.9	H18.11.6	H20.9.18	682	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	昭和30年1月－昭和35年12月の間の、アジア公館長会議の議事録	H19.9.3	H19.11.2	H20.5.26	206	所掌事務が極めて繁忙な時期が継続したために開示請求の処理に十分な時間を割くことができなかったことに加え、特定した対象文書の審査に慎重な判断が求められたため。
	1972年1月6日－7日にかけて行われた佐藤・ニクソン会談の記録	H19.9.20	H19.11.19	H20.7.28	252	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	ASEAN拡大外相会議・日本－ASEAN外相会議(1982年6月)・議事録・事前の準備文書など	H19.11.12	H20.1.11	H20.4.11	91	所掌事務が極めて繁忙な時期が継続したために開示請求の処理に十分な時間を割くことができなかったことに加え、特定した対象文書の審査に慎重な判断が求められたため。
	東アジア・大洋州地域大使会議(1982年10月)・議事録・事前の準備文書など	H19.11.12	H20.1.11	H20.4.22	102	所掌事務が極めて繁忙な時期が継続したために開示請求の処理に十分な時間を割くことができなかったことに加え、特定した対象文書の審査に慎重な判断が求められたため。

○法第11条を適用した事案に係るもので、通知した期限までに開示決定等がされなかったもの(資料4)

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
外務省	「北朝鮮の核兵器開発問題」(1989年6月)	H14.12.27	H16.1.26	H20.11.13	1753	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	「北朝鮮1」 (他1件、計2件)	H15.8.4	H17.8.25	H20.7.10	1050	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	諸外国並びに諸外国間領事関係 (1956年6月)	H15.11.17	H16.8.3	H20.8.6	1464	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	諸外国並びに諸外国間領事関係 (1959年8月)	H15.12.3	H16.8.3	H20.10.3	1522	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	内外人外国在留旅行及び保護取締関係－外国在留及び保護取締－出入国、保護、取締、送還(1956年2月) (他2件、計3件)	H15.12.3	H16.8.3	H20.11.7	1557	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	内外人外国在留旅行及び保護取締関係－外国在留及び保護取締－出入国、保護、取締、送還(1957年1月)	H15.12.3	H16.8.3	H20.11.28	1578	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	内外人外国在留旅行及び保護取締関係－外国在留及び保護取締－出入国、保護、取締、送還(1959年4月) (他2件、計3件)	H15.12.3	H16.8.3	H20.11.7	1557	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。



行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
外務省	内外人外国在留旅行及び保護取締関係—外国在留及び保護取締—出入国、保護、取締、送還(1959年2月) (他3件、計4件)	H15.12.3	H16.8.3	H20.7.25	1452	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	(旧)内外人外国在留旅行及び保護取締関係—外国在留及び保護取締—出入国、保護、取締、送還(1955年10月)	H15.12.3	H16.8.3	H20.10.24	1543	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	「イラン」 (計6件)	H15.12.16	H19.8.15	H20.10.31	443	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	北朝鮮関連領事事務(1956年6月)	H15.12.16	H17.1.14	H20.8.6	1300	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	北朝鮮関連領事事務(1959年8月)	H15.12.16	H17.1.14	H20.10.3	1358	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	北朝鮮関連査証案件(1961年4月)	H15.12.16	H17.1.14	H20.9.18	1343	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	赤十字国際会議(第19回)(1957年10月)	H15.12.16	H17.1.14	H20.11.28	1414	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	大韓航空機爆破事件関連文書 (計4件)	H15.12.22	H17.1.21	H20.8.19	1306	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
外務省	大韓航空機爆破事件関連文書	H15.12.22	H17.1.21	H20.9.30	1348	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	大韓航空機爆破事件関連文書 (計3件)	H15.12.22	H17.1.21	H20.9.12	1330	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	日韓漁業協定の両国間の交渉の記録	H16.1.30	H18.1.4	H20.7.25	933	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	日韓基本条約の両国間の交渉の記録	H16.1.30	H18.2.28	H20.7.25	878	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	日・中共貿易(1961年6月)	H16.5.18	H19.6.18	H20.7.1	379	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	日・中共貿易(1962年8月)	H16.5.18	H19.6.18	H20.10.21	491	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	日・中共貿易(1963年8月)	H16.5.18	H19.6.18	H20.9.12	452	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	中国問題情報官会議(1960年1月)	H16.5.18	H19.6.18	H20.4.15	302	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
外務省	中国問題情報官会議(1961年1月)	H16.5.18	H19.6.18	H20.4.3	290	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	中国問題情報官会議(1962年1月)	H16.5.18	H19.6.18	H20.4.11	298	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	日・中共関係(1962年6月)	H16.5.18	H19.6.18	H20.4.24	311	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	日台関係等(1975年1月) (他1件、計2件)	H16.6.3	H18.7.3	H20.8.22	781	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	日台航空(1973年4月)	H16.6.3	H18.7.3	H20.7.4	732	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	1958年1月から同年8月までの沖縄軍用地政策及びそれに関する外務省資料	H16.6.4	H17.7.4	H20.11.18	1233	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	日朝関係(出入国関連案件)(1953年4月)	H16.6.29	H19.7.30	H20.9.12	410	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	日朝関係(出入国関連案件)(1956年2月) (他2件、計3件)	H16.6.29	H19.7.30	H20.11.7	466	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
外務省	日朝関係(出入国関連案件)(1957年1月)	H16.6.29	H19.7.30	H20.11.28	487	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	日朝関係(出入国関連案件)(1959年4月) (他2件、計3件)	H16.6.29	H19.7.30	H20.10.3	431	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	日朝関係(出入国関連案件)(1959年2月) (他3件、計4件)	H16.6.29	H19.7.30	H20.7.25	361	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	日朝関係(出入国関連案件)(1955年10月)	H16.6.29	H19.7.30	H20.10.24	452	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	沖縄問題／韓国関連(1969年2月)	H16.7.5	H19.8.6	H20.9.26	417	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	沖縄問題／韓国関連(1970年12月)	H16.7.5	H19.8.6	H20.10.23	444	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	沖縄問題／韓国関連(1969年11月)	H16.7.5	H19.8.6	H20.9.19	410	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	2004年7月8日-18日の曾我ひとみさんのインドネシア滞在に係る支出の文書	H16.8.13	H16.12.17	H20.10.3	1386	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
外務省	軍事郵便貯金に関する文書	H16.11.5	H17.3.7	H20.11.28	1362	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	韓国在住もしくは日本在住の韓国籍の原爆被爆者に関する文書 (9回に分割しての開示決定の内、7件の開示決定)	H16.11.11	H17.12.12	H20.11.28	1082	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	在日朝鮮人の帰国及び未帰還邦人に関する文書 (計5件)	H16.11.18	H19.12.21	H20.11.28	343	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	在日朝鮮人の帰国及び未帰還邦人に関する文書 (計3件)	H16.11.24	H18.12.21	H20.11.28	708	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	日韓基本条約の締結に至るまでの日韓両国間で行われた外交交渉議事録及び関連文書 (40回に分割しての開示決定、合計40件)	H16.12.15	H20.1.15	H20.7.28	195	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	中国に関する第三国協議関連文書 (1969年12月)	H16.12.17	H19.12.17	H20.4.22	127	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	中国に関する第三国協議関連文書 (1969年12月)	H16.12.17	H19.12.17	H20.9.8	266	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	日・中共関係(1969年12月)	H17.1.5	H20.1.28	H20.4.10	73	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
外務省	日中国交正常化	H17.1.17	H20.1.28	H20.7.8	162	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	北朝鮮関連領事事務(1956年6月)	H17.1.18	H20.2.18	H20.8.6	170	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	北朝鮮関連領事事務(1959年8月)	H17.1.18	H20.2.18	H20.10.3	228	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	日中関係文書(計2件)	H17.2.7	H20.3.7	H20.9.3	180	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	1985年10月のニューヨークにおける中曽根・趙紫陽会談の記録、およびこの会談に関する外務省側の評価記録(総括)	H17.2.9	H18.5.9	H20.6.10	763	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	1956年6月から同年12月までの沖縄軍用地政策及びそれに関する外務省資料	H17.2.15	H17.8.17	H20.4.2	959	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	1970年7月第4次日韓定期閣僚会議および71年第5次同会議、72年第6次同会議における韓国「重工業4工場」「POSCO関連4大プロジェクト」(内容は同じ)への日本の協力に関する協議、及び同案件についての閣僚会議以外の事務レベル協議についての文書	H17.3.3	H19.4.4	H20.11.28	604	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
外務省	日・中華民国関係(1964年8月)	H17.3.22	H20.4.21	H20.6.5	45	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	日中国交正常化(1970年12月)	H17.4.8	H20.5.8	H20.10.21	166	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	1966年8月 長谷川代議士を団長とする抑留日本人墓参の代表団がウランバートルとスヘバートルを訪問した記録および背景・準備資料	H17.5.11	H18.2.13	H20.7.25	893	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	1956年2月-3月、北朝鮮地域の未帰還邦人引揚のため日本赤十字社と北朝鮮赤十字会の間に行われた平壤交渉に関連する資料	H17.5.11	H18.6.9	H20.11.28	903	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	マレーシア紛争 諸外国の態度及び軍事援助 英国の部(1961年8月)	H17.5.23	H19.9.21	H20.8.25	339	所掌事務が極めて繁忙な時期が継続したため に開示請求の処理に十分な時間を割くことが できなかったことに加え、特定した対象文書の 審査に慎重な判断が求められたため。
	マレーシア紛争 諸外国の態度及び軍事援助 米国の部(1963年2月)	H17.5.23	H19.9.21	H20.6.10	263	所掌事務が極めて繁忙な時期が継続したため に開示請求の処理に十分な時間を割くことが できなかったことに加え、特定した対象文書の 審査に慎重な判断が求められたため。
	「インド・パキスタン」関連文書(1983年12月) (5回に分割した開示決定の内、2件の開示決定)	H17.6.2	H19.6.1	H20.5.28	362	所掌事務が極めて繁忙な時期が継続したため に開示請求の処理に十分な時間を割くことが できなかったことに加え、特定した対象文書の 審査に慎重な判断が求められたため。
	「インド・パキスタン」関連文書(1983年12月) (5回に分割した開示決定の内、1件の開示決定)	H17.6.2	H19.6.1	H20.7.7	402	所掌事務が極めて繁忙な時期が継続したため に開示請求の処理に十分な時間を割くことが できなかったことに加え、特定した対象文書の 審査に慎重な判断が求められたため。

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
外務省	「インド・パキスタン」関連文書(1983年12月) (5回に分割した開示決定の内、1件の開示決定)	H17.6.2	H19.6.1	H20.8.20	446	所掌事務が極めて繁忙な時期が継続したために開示請求の処理に十分な時間を割くことができなかったことに加え、特定した対象文書の審査に慎重な判断が求められたため。
	「インド・パキスタン」関連文書(1983年12月) (5回に分割した開示決定の内、1件の開示決定)	H17.6.2	H19.6.1	H20.8.29	455	所掌事務が極めて繁忙な時期が継続したために開示請求の処理に十分な時間を割くことができなかったことに加え、特定した対象文書の審査に慎重な判断が求められたため。
	日中平和友好条約(1972年3月)	H17.8.8	H18.1.10	H20.7.8	910	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	1960年11月(16日から19日か)にシンガポールにおいて行われた、中国問題に詳しい日本外交官らによる会議の議事録・発言録および関連する資料(配布された資料など)	H17.8.11	H18.2.10	H20.4.11	791	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	1962年11月(20日から22日か)にクアラルンプールにおいて行われた、日本外交官らによる中国や東南アジアに関する会議の議事録・発言録および関連する資料(配布された資料など)	H17.8.11	H18.2.10	H20.4.11	791	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	北朝鮮関連領事事務(1956年6月)	H17.8.30	H18.9.29	H20.8.6	677	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	北朝鮮関連領事事務(1959年8月)	H17.8.30	H18.9.29	H20.10.3	735	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。



行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
外務省	北朝鮮関連領事事務(1961年4月)	H17.8.30	H18.9.29	H20.9.18	720	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	韓国及び北朝鮮関係司法警察案件(1960年3月)	H17.8.30	H18.9.29	H20.9.12	714	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	国連海洋法条約に基づき、中国が日本近海で海洋調査を実施するに当たり、日本側に事前申請した書類一式及びその日本側回答(2000年以降)(計2件)	H17.11.2	H18.7.31	H20.11.27	850	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	日米関係雑件 1965年1月1日作成の文書中、駐米日本大使・駐日米国大使に関連する部分	H17.11.7	H19.6.14	H20.11.14	519	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	日米関係 1972年8月25日作成の文書中、駐米日本大使・駐日米国大使に関連する部分	H17.11.7	H19.6.14	H20.7.25	407	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	日米関係 1973年12月14日作成の文書中、駐米日本大使・駐日米国大使に関連する部分	H17.11.7	H19.6.14	H20.4.2	293	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	日米関係 1965年2月1日作成の文書中、駐米日本大使・駐日米国大使に関連する部分	H17.11.7	H19.6.14	H20.4.4	295	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	日米関係 1975年6月6日作成の文書中、駐米日本大使・駐日米国大使に関連する部分	H17.11.7	H19.6.14	H20.4.16	307	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
外務省	日米関係 1977年10月20日作成の文書中、駐米日本大使・駐日米国大使に関連する部分	H17.11.7	H19.6.14	H20.7.8	390	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	日米外交関係雑件3 1956年1月1日作成の文書中、駐米日本大使・駐日米国大使に関連する部分	H17.11.7	H19.6.14	H20.6.20	372	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	1974年3月-4月の日中航空協定締結交渉に関する文書	H17.11.10	H18.8.31	H20.4.16	594	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	1975年8月のシュレジンジャー米国防長官訪日時における日本側要人(首相、外相、防衛庁長官など)との会談議事録および、日本側要人の発言応答要領・対処方針及び防衛庁との協議記録	H18.2.27	H20.3.27	H20.4.4	8	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	1977年1月のモンデール米国副大統領訪日時における日本側要人(首相、外相など)との会談議事録および、日本側要人の発言応答要領・対処方針及び防衛庁との協議記録	H18.2.27	H20.3.27	H20.10.7	194	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	1979年10月のブラウン米国防長官訪日時における日本側要人(首相、外相、防衛庁長官)との会談議事録および、日本側の発言応答要領・対処方針及び防衛庁との協議記録	H18.2.27	H20.3.27	H20.4.4	8	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	1980年1月のブラウン米国防長官訪日時における日本側要人(首相、外相、防衛庁長官)との会談議事録および、日本側の発言応答要領・対処方針及び防衛庁との協議記録	H18.2.27	H20.3.27	H20.6.24	89	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
外務省	1980年12月のブラウン米国防長官訪日時における日本側要人(首相、外相、防衛庁長官)との会談議事録および、日本側の発言応答要領・対処方針及び防衛庁との協議記録	H18.2.27	H20.3.27	H20.4.16	20	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	1972年1月の佐藤栄作首相訪米時における日本側要人(首相、外相、外務省首脳部(外務事務次官、外務審議官、外務省北米局長))の米国側要人との会談議事録および、総理発言応答要領・対処方針	H18.2.27	H20.3.27	H20.7.31	126	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	1972年8-9月の田中角栄首相訪米時における日本側要人(首相、外相、外務省首脳部(外務事務次官、外務審議官、外務省北米局長))の米国側要人との会談議事録および、発言応答要領・対処方針	H18.2.27	H20.3.27	H20.5.1	35	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	1973年2月のキッシンジャー米国大統領補佐官訪日時における日本側要人(首相、外相、外務省首脳部(外務次官、外務審議官、外務省北米局長))との会談議事録および、日本側要人(首相、外相、(外務省首脳部))の発言応答要領・対処方針	H18.2.27	H20.3.27	H20.4.4	8	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	1975年4月の宮沢喜一外相訪米時における日本側要人(外相、外務省首脳部(外務事務次官、外務審議官、外務省北米局長))の米国側要人との会談議事録および、日本側要人の発言応答要領・対処方針	H18.2.27	H20.3.27	H20.5.1	35	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
外務省	1975年8月の三木武夫首相訪米時における日本側要人(首相、外相、外務省首脳部(外務事務次官、外務審議官、外務省北米局長))の米国側要人との会談議事録および、発言応答要領・対処方針	H18.2.27	H20.3.27	H20.4.21	25	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	1975年10月のキッシンジャー米国务長官訪日時における日本側要人(首相、外相、外務省首脳部(外務次官、外務審議官、外務省北米局長))との会談議事録および、日本側要人の発言応答要領・対処方針	H18.2.27	H20.3.27	H20.5.1	35	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	1976年6月の三木武夫首相訪米時における日本側要人(首相、外相、外務省首脳部(外務事務次官、外務審議官、外務省北米局長))の米国側要人との会談議事録および、発言応答要領・対処方針	H18.2.27	H20.3.27	H20.5.1	35	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	1977年8月のヴァンス米国务長官訪日時における日本側要人(首相、外相)との会談議事録および、日本側の発言応答要領・対処方針	H18.2.27	H20.3.27	H20.10.14	201	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	1978年4月の福田赳夫首相訪米時における日本側要人(首相、外相、外務省首脳部(外務事務次官、外務審議官、外務省北米局長))の米国側要人との会談議事録および、発言応答要領・対処方針	H18.2.27	H20.3.27	H20.5.23	57	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	1979年9月のモンデール米国副大統領訪日時における日本側要人(首相、外相など)との会談議事録および、日本側要人の発言応答要領・対処方針	H18.2.27	H20.3.27	H20.9.8	165	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
外務省	1980年9月の伊藤正義外相訪米時における日本側要人(外相、外務省首脳部(外務事務次官、外務審議官、外務省北米局長))の米国側要人との会談議事録および、発言応答要領・対処方針	H18.2.27	H20.3.27	H20.11.19	237	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	1987年11月30日から12月15日までに在バーレーン日本大使館と外務省本省でやりとりされた大韓航空機行方不明事件に関する通信・電信・電報記録のすべて	H18.3.2	H19.3.23	H20.10.3	560	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	1987年12月3日、5日、9日に警察庁警視正岩橋修氏(当時在タイ日本国大使館一等書記官)と当時在バーレーン日本国大使館員によって、バーレーン軍病院及びバーレーン内務省治安警察局内にて行われた金賢姫に対する事情聴取の記録及び関連資料	H18.3.2	H19.3.23	H20.10.3	560	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	特定公館における過去3年間の天皇誕生日レセプションの具体的予算、具体的決算(ともに明細)、招待者リスト、出席者リスト、式次第がわかる文書(計8件)	H18.3.3	H18.9.1	H20.10.21	781	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の特定に時間を要したことに加え、それら対象文書の審査に慎重な判断が求められたため。
	戦後処理関連文書(1953年10月)	H18.3.17	H20.3.17	H20.5.1	45	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	戦後処理関連文書(1952年10月)	H18.3.17	H20.3.17	H20.11.26	254	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
外務省	マレーシア紛争 東京会談 第3巻	H18.4.7	H19.4.9	H20.4.25	382	所掌事務が極めて繁忙な時期が継続したため に開示請求の処理に十分な時間を割くことが できなかったことに加え、特定した対象文書の 審査に慎重な判断が求められたため。
	1968年から1969年にかけて開催され た、沖縄基地問題研究会(佐藤首相の 諮問機関である沖縄問題等懇談会の 下部機関)に関する記録(議論の内容 や関連する資料など)	H18.5.19	H19.6.18	H20.12.2	533	同時期に審査において慎重な判断が求められ る開示請求が多数重なっていたことに加え、所 掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	査証発給に関する事務手続きを定め た文書	H18.5.21	H18.10.31	H20.8.15	654	所掌事務が極めて繁忙な時期が継続したため に開示請求の処理に十分な時間を割くことが できなかったことに加え、特定した対象文書の 審査に慎重な判断が求められたため。
	大平総理中国訪問 作成時期:1979 年9月3日、1979年11月1日 1979年 12月1日、1979年10月26日、1979年12 月5日(計5冊)のうち、日中間のやり とりの記録と日本の対中国経済援助 の準備が分かる文書。とくに円借款に 関するもの	H18.5.25	H18.8.24	H20.8.26	733	同時期に審査において慎重な判断が求められ る開示請求が多数重なっていたことに加え、所 掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	東南アジア開発閣僚会議関係 第1巻	H18.6.13	H19.1.31	H20.6.13	499	所掌事務が極めて繁忙な時期が継続したため に開示請求の処理に十分な時間を割くことが できなかったことに加え、特定した対象文書の 審査に慎重な判断が求められたため。
	中国外交(国連代表権問題)関連文書 (1971年5月)	H18.6.23	H18.10.23	H20.7.15	631	同時期に審査において慎重な判断が求められ る開示請求が多数重なっていたことに加え、所 掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	中国外交(国連代表権問題)関連文書 (1971年10月)	H18.6.23	H18.10.23	H20.8.25	672	同時期に審査において慎重な判断が求められ る開示請求が多数重なっていたことに加え、所 掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
外務省	日・中華民国関係(1958年8月) (他1件、計2件)	H18.8.1	H19.1.4	H20.8.22	596	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	日・中華民国関係(1958年9月)	H18.8.1	H19.1.4	H20.7.11	554	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	「日中貿易」(1970年7月)	H18.9.1	H19.4.2	H20.8.6	492	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	「日中貿易」(1971年4月)	H18.9.1	H19.4.2	H20.10.7	554	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	「日・中共貿易」(1968年2月)	H18.9.1	H19.4.2	H20.8.25	511	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	中国要人と我が国要人の会談録等 (1998年～2000年8月)	H18.9.5	H19.1.5	H20.8.27	600	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	中国要人と我が国要人の会談録等 (2000年10月～2002年)	H18.9.5	H19.1.5	H20.10.23	657	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	在インドネシア日本大使館から外務本省へ報告された、インドネシア・東ティモールの人権状況に関する資料。ならびに、外務本省から返答された資料 (1975年-1980年、1991年-1994年)	H18.9.6	H20.1.4	H20.7.29	207	所掌事務が極めて繁忙な時期が継続したために開示請求の処理に十分な時間を割くことができなかったことに加え、特定した対象文書の審査に慎重な判断が求められたため。

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
外務省	1975年4月の宮澤喜一外相訪米の際の会談記録および会談に先立ち作成された文書、メモ、公電等の準備資料	H18.10.27	H19.11.26	H20.11.11	351	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	1972年9月の田中角栄総理訪米の際の会談記録および会談に先立ち作成された文書、メモ、公電等の準備資料	H18.10.27	H19.11.26	H20.9.8	287	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	1972年1月の佐藤栄作総理訪米の際の会談記録および会談に先立ち作成された文書、メモ、公電等の準備資料	H18.10.27	H19.11.26	H20.7.31	248	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	中国共産党第12回大会(1982年9月)で提唱された「独立自主の対外政策」に関して、外務省が入手した中共の内部文書	H18.10.30	H19.11.29	H20.8.22	267	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	日中要人の会談録等(1978年9月)	H18.10.30	H19.11.29	H20.8.26	271	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	日中要人の会談録等(1979年3月-1981年3月) (計6件)	H18.10.30	H19.11.29	H20.7.11	225	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	日中要人の会談録等(1979年9月)	H18.10.30	H19.11.29	H20.4.11	134	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	日中要人の会談録等(1980年10月-1981年3月) (計2件)	H18.10.30	H19.11.29	H20.6.10	194	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。



行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
外務省	ロシア支援室 対欧州地域外交、対ロシア支援、対ロシア改革促進支援、シベリア鉄道貨物輸送(1997年8月)	H18.11.10	H19.6.11	H20.9.29	476	所掌事務が極めて繁忙な時期が継続したために開示請求の処理に十分な時間を割くことができなかったことに加え、特定した対象文書の審査に慎重な判断が求められたため。
	1952年4月25日付で竹島問題に関し、韓国政府あてに日本外務省から発出された口上書	H18.11.30	H19.3.30	H20.9.26	546	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	2004年11月9日-14日に実施された、第3回日朝実務者協議における日本と北朝鮮(調査委員会)の質疑応答の内容	H18.12.18	H19.12.28	H20.9.12	259	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	佐藤総理訪米に関する特定ファイルの文書すべて	H19.2.8	H20.3.10	H20.9.29	203	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	1973年に開催された在米公館長会議に関する諸文書のうち、会議議事録と提出された資料やペーパー	H19.2.23	H20.4.21	H20.8.13	114	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	1966年5月の松村謙三衆議院議員の中国訪問に関し、松村ら日本側と中国側との間の会談内容がわかる文書(出来れば詳細な会談録)と、松村が帰国後に外務省に報告した内容がわかる文書	H19.2.28	H20.3.31	H20.4.18	18	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	在連合王国日本大使館において、2007年1-3月の間、飲食を伴った会合にかかわる支出関連書類一切。相手先からの領収書を含む	H19.6.19	H20.1.18	H20.6.9	143	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の特定に時間を要したことに加え、それら対象文書の審査に慎重な判断が求められたため。

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
外務省	「日韓共同未来プロジェクト」共同プロジェクトチーム会合の議事録 ※大相撲韓国公演にかかわる議事録他関係資料	H19.9.6	H20.2.6	H20.4.7	61	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の特定に時間を要したことに加え、それら対象文書の審査に慎重な判断が求められたため。
	「日・中共関係」(1955年1月)	H19.10.15	H20.5.14	H20.7.8	55	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	趙紫陽首相訪日(1982年5-6月)・議事録・事前の準備文書など	H19.11.12	H20.11.12	H20.11.25	13	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	支援委員会(ロシアや日本の政府が作っていた国際機関)の清算に関する文書などの記録のすべて	H19.12.3	H20.6.30	H20.10.1	93	所掌事務が極めて繁忙な時期が継続したために開示請求の処理に十分な時間を割くことができなかったことに加え、特定した対象文書の審査に慎重な判断が求められたため。
	中共・北朝鮮関係(1969年10月)	H19.12.21	H20.3.21	H20.10.21	214	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
観光庁	(社)日本旅行業協会に関する全ての資料	H20.8.25	H20.12.26	H21.1.23	28	開示文書が著しく大量(2,107枚)であり、それらの審査に時間を要することや、所掌事務が極めて繁忙であるため。

○延長手続を採っていない事案で、30日を超過しているもの(資料5)

行政機関名	件名	受付年月日	期限	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由	備考
社会保険庁	電子申請等のWindowsVista対応に関する会議録	H20.7.4	H20.8.3	240	所管業務が著しく多忙であったため。	
	平成20年1月から9月までの施行文書	H20.10.1	H20.10.30	152	所管業務が著しく多忙であったため。	
	平成20年1月から9月までの発議文書	H20.10.1	H20.10.30	152	所管業務が著しく多忙であったため。	
	全国健康保険協会システム端末及びLAN環境導入に係る機器一式に係る文書	H20.10.21	H20.11.20	131	所管業務が著しく多忙であったため。	
	社会保険システムのオンライン化に伴い、業者に支払った実績文書	H20.12.5	H21.1.4	86	所管業務が著しく多忙であったため。	
	社会保険庁所管公益法人に関する情報についての收受及び処理経過文書	H20.12.13	H21.1.13	77	所管業務が著しく多忙であったため。	
	外国人脱退一時金事務処理要領	H21.1.15	H21.2.14	45	所管業務が著しく多忙であったため。	
	平成20年10月から12月までの発議台帳	H21.2.3	H21.3.2	29	所管業務が著しく多忙であったため。	
	平成20年10月から12月までの施行台帳	H21.2.3	H21.3.2	29	所管業務が著しく多忙であったため。	
	全国健康保険協会等から社会保険庁が受け取った文書	H21.2.3	H21.3.2	29	所管業務が著しく多忙であったため。	

○法第11条を適用している事案で、開示請求者に通知した期限を過ぎているもの(資料6)

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由	備考
内閣府	遺棄化学兵器処理事業において、1. 再委託先、再委託理由、再委託先の選定方法が分かる文書 2. 業務委託金額の積算根拠が分かる文書	H18.12.8	H19.10.31	517	当該開示請求に係る関係行政文書が大量であり、開示対象文書の特定に時間を要した。また、処理すべき開示請求案件が多いことに加え、他の事務も繁忙であったため。(開示文書量:31枚)	H21.4.27付けで開示決定を行った

## 事例表

### 法第 11 条適用事案關係

(資料 7)

○法第11条を適用した事案に係るもので、開示決定等までに1年超を要したもの(資料7)

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
内閣府	遺棄化学兵器処理機構との契約関係書類(H16~H18)	H19.10.18	H20.12.17	426	当該開示請求に係る関係行政文書が大量(約18,000枚)であり、開示対象文書の特定に時間を要した。また、処理すべき開示請求案件が多いことに加え、他の事務も繁忙であったため。(開示文書量:17枚)
	遺棄化学兵器処理業務についての契約関係書類(H14~H18)	H19.10.19	H20.12.17	425	当該開示請求に係る関係行政文書が大量(約24,000枚)であり、開示対象文書の特定に時間を要した。また、処理すべき開示請求案件が多いことに加え、他の事務も繁忙であったため。(開示文書量:23枚)
	遺棄化学兵器処理事業についての契約関係書類(H14~H18)	H19.10.22	H20.12.24	429	当該開示請求に係る関係行政文書が大量(約24,000枚)であり、開示対象文書の特定に時間を要した。また、処理すべき開示請求案件が多いことに加え、他の事務も繁忙であったため。(開示文書量:46枚)
	遺棄化学兵器処理事業についての契約関係書類(H14~H15)	H19.10.30	H20.12.24	421	当該開示請求に係る関係行政文書が大量(約12,000枚)であり、開示対象文書の特定に時間を要した。また、処理すべき開示請求案件が多いことに加え、他の事務も繁忙であったため。(開示文書量:359枚)
警察庁	特定の長官決裁文書(計25件)	H20.3.11	H21.3.26	380	対象文書が複数の所属にわたり、文書探索と開示・不開示判断に日数を要したため。
総務省	収支報告書に添付される領収書(平成17年分・全369団体)	H19.8.3	H20.10.3	427	開示請求に係る行政文書が著しく大量(10,801枚)であり、かつ当該文書は現段階で一部不開示と認められる情報が含まれていることから開示・不開示の判断に時間を要するうえ、加えて、他の開示請求事案の処理を含め事務処理が繁忙であったため。
	収支報告書に添付される領収書(平成18年分・全127団体)	H19.9.13	H20.9.24	377	開示請求に係る行政文書が著しく大量(4,391枚)であり、かつ当該文書は現段階で一部不開示と認められる情報が含まれていることから開示・不開示の判断に時間を要するうえ、同時期に処理すべき他の業務が多かったため。

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
総務省	収支報告書に添付される領収書(平成18年分・全52団体)	H19.10.5	H20.10.24	385	開示請求に係る行政文書が著しく大量(2,278枚)であり、かつ当該文書は現段階で一部不開示と認められる情報が含まれていることから開示・不開示の判断に時間を要するうえ、同時期に処理すべき他の業務が多かったため。
法務省	平成14年度における航空機を利用した旅行にかかる旅費請求書及びこれに添付される疎明資料すべて	H19.11.30	H20.12.4	370	対象となる行政文書が大量(約3,900枚)であり、かつ、担当課の通常業務が繁忙であるとともに、複数の局部課に関係していることから調整に時間を要したため。
外務省	「北朝鮮の核兵器開発問題」(1989年6月)	H14.12.27	H20.11.13	2148	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	「北朝鮮1」 (他1件、計2件)	H15.8.4	H20.7.10	1802	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	諸外国並びに諸外国間領事関係(1956年6月)	H15.11.17	H20.8.6	1724	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	諸外国並びに諸外国間領事関係(1959年8月) (他3件、計4件)	H15.12.3	H20.10.3	1766	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	内外人外国在留旅行及び保護取締関係-外国在留及び保護取締-出入国、保護、取締、送還(1956年2月)(他2件、計3件)	H15.12.3	H20.11.7	1801	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	内外人外国在留旅行及び保護取締関係-外国在留及び保護取締-出入国、保護、取締、送還(1957年1月)	H15.12.3	H20.11.28	1822	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	内外人外国在留旅行及び保護取締関係-外国在留及び保護取締-出入国、保護、取締、送還(1959年2月)(他3件、計4件)	H15.12.3	H20.7.25	1696	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
内外人外国在留旅行及び保護取締関係-外国在留及び保護取締-出入国、保護、取締、送還(1955年10月)。	H15.12.3	H20.10.24	1787	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。	

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	「イラン」(1997年-2002年) (計6件)	H15.12.16	H20.10.31	1781	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	北朝鮮関連領事事務(1956年6月)	H15.12.16	H20.8.6	1695	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	北朝鮮関連領事事務(1959年8月)	H15.12.16	H20.10.3	1753	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	北朝鮮関連査証案件(1961年4月)	H15.12.16	H20.9.18	1738	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	赤十字国際会議(第19回)(1957年10月)	H15.12.16	H20.11.28	1809	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	大韓航空機爆破事件関連文書 (計4件)	H15.12.22	H20.8.19	1702	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	大韓航空機爆破事件関連文書	H15.12.22	H20.9.30	1744	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	大韓航空機爆破事件関連文書 (計3件)	H15.12.22	H20.9.12	1726	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	日韓漁業協定の両国間の交渉の記録 (他1件、計2件)	H16.1.30	H20.7.25	1638	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	日・中共貿易(1961年6月)	H16.5.18	H20.7.1	1505	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	日・中共貿易(1962年8月)	H16.5.18	H20.10.21	1617	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。



行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	日・中共貿易(1963年8月)	H16.5.18	H20.9.12	1578	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	中国問題情報官会議(1960年1月)	H16.5.18	H20.4.15	1428	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	中国問題情報官会議(1961年1月)	H16.5.18	H20.4.3	1416	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	中国問題情報官会議(1962年1月)	H16.5.18	H20.4.11	1424	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	日・中共関係(1962年6月)	H16.5.18	H20.4.24	1437	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	日台関係等(1975年1月) (他1件、計2件)	H16.6.3	H20.8.22	1541	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	日台航空(1973年4月)	H16.6.3	H20.7.4	1492	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	1958年1月から同年8月までの沖縄軍用地政策及びそれに関する外務省資料	H16.6.4	H20.11.18	1628	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	日朝関係(出入国関連案件)(1953年4月)	H16.6.29	H20.9.12	1536	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	日朝関係(出入国関連案件)(1956年2月) (他2件、計3件)	H16.6.29	H20.11.7	1592	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	日朝関係(出入国関連案件)(1957年1月)	H16.6.29	H20.11.28	1613	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	日朝関係(出入国関連案件)(1959年4月) (他2件、計3件)	H16.6.29	H20.10.3	1557	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	日朝関係(出入国関連案件)(1959年2月) (他3件、計4件)	H16.6.29	H20.7.25	1487	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	日朝関係(出入国関連案件)(1955年10月)	H16.6.29	H20.10.24	1578	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	沖縄問題／韓国関連(1969年2月)	H16.7.5	H20.9.26	1544	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	沖縄問題／韓国関連(1970年12月)	H16.7.5	H20.10.23	1571	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	沖縄問題／韓国関連(1969年11月)	H16.7.5	H20.9.19	1537	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	2004年7月8日-18日の曾我ひとみさんのインドネシア滞在に係る支出の文書	H16.8.13	H20.10.3	1512	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	軍事郵便貯金に関する文書	H16.11.5	H20.11.28	1484	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	韓国在住もしくは日本在住の韓国籍の原爆被爆者に関する文書(9回に分割しての開示決定の内、7件の開示決定)	H16.11.11	H20.11.28	1478	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	在日朝鮮人の帰国及び未帰還邦人に関する文書 (計5件)	H16.11.18	H20.11.28	1471	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
在日朝鮮人の帰国及び未帰還邦人に関する文書 (計3件)	H16.11.24	H20.11.28	1465	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。	

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	日韓基本条約の締結に至るまでの日韓両国間で行われた外交交渉議事録及び関連文書(40回に分割しての開示決定、合計40件)	H16.12.15	H20.7.28	1321	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	中国に関する第三国協議関連文書(1969年12月)	H16.12.17	H20.4.22	1222	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	中国に関する第三国協議関連文書(1969年12月)	H16.12.17	H20.9.8	1361	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	日・中共関係(1969年12月)	H17.1.5	H20.4.10	1191	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	日中国交正常化	H17.1.17	H20.7.8	1268	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	北朝鮮関連領事事務(1956年6月)	H17.1.18	H20.8.6	1296	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	北朝鮮関連領事事務(1959年8月)	H17.1.18	H20.10.3	1354	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	日中関係文書(計2件)	H17.2.7	H20.9.3	1304	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	1985年10月のニューヨークにおける中曽根・趙紫陽会談の記録、およびこの会談に関する外務省側の評価記録(総括)	H17.2.9	H20.6.10	1217	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
1956年6月から同年12月までの沖縄軍用地政策及びそれに関する外務省資料	H17.2.15	H20.4.2	1142	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。	

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	1970年7月第4次日韓定期閣僚会議および71年5次同会議、72年第6次同会議における韓国「重工業4工場」「POSCO関連4大プロジェクト」(内容は同じ)への日本の協力に関する協議、及び同案件についての閣僚会議以外の事務レベル協議についての文書	H17.3.3	H20.11.28	1366	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	日・中華民国関係(1964年8月)	H17.3.22	H20.6.5	1171	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	日中国交正常化(1970年12月)	H17.4.8	H20.10.21	1292	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	1966年8月 長谷川代議士を団長とする抑留日本人墓参の代表団がウランバートルとスヘバートルを訪問した記録および背景・準備資料	H17.5.11	H20.7.25	1171	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	1956年2月-3月、北朝鮮地域の未帰還邦人引揚のため日本赤十字社と北朝鮮赤十字会の間に行われた平壤交渉に関連する資料	H17.5.11	H20.11.28	1297	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	マレーシア紛争 諸外国の態度及び軍事援助 英国の部(1961年8月)	H17.5.23	H20.8.25	1190	所掌事務が極めて繁忙な時期が継続したために開示請求の処理に十分な時間を割くことができなかったことに加え、特定した対象文書の審査に慎重な判断が求められたため。
	マレーシア紛争 諸外国の態度及び軍事援助 米国の部(1963年2月)	H17.5.23	H20.6.10	1114	所掌事務が極めて繁忙な時期が継続したために開示請求の処理に十分な時間を割くことができなかったことに加え、特定した対象文書の審査に慎重な判断が求められたため。
	インド・パキスタン関連文書(1983年12月) (5回に分割しての開示決定、合計5件)	H17.6.2	H20.5.28	1091	所掌事務が極めて繁忙な時期が継続したために開示請求の処理に十分な時間を割くことができなかったことに加え、特定した対象文書の審査に慎重な判断が求められたため。
	日中平和友好条約(1972年3月)	H17.8.8	H20.7.8	1065	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	1960年11月(16日から19日か)にシンガポールにおいて行われた、中国問題に詳しい日本外交官らによる会議の議事録・発言録および関連する資料(配布された資料など)	H17.8.11	H20.4.11	974	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	1962年11月(20日から22日か)にクアラルンプールにおいて行われた、日本外交官らによる中国や東南アジアに関する会議の議事録・発言録および関連する資料(配布された資料など)	H17.8.11	H20.4.11	974	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	北朝鮮関連領事事務(1956年6月)	H17.8.30	H20.8.6	1072	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	北朝鮮関連領事事務(1959年8月)	H17.8.30	H20.10.3	1130	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	北朝鮮関連領事事務(1961年4月)	H17.8.30	H20.9.18	1115	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	韓国及び北朝鮮関係司法警察案件(1960年3月)	H17.8.30	H20.9.12	1109	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	国連海洋法条約に基づき、中国が日本近海で海洋調査を実施するに当たり、日本側に事前申請した書類一式及びその日本側回答(2000年以降)(計2件)	H17.11.2	H20.11.27	1121	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	日米関係雑件 1965年1月1日作成の文書中、駐米日本大使・駐日米国大使に関連する部分	H17.11.7	H20.11.14	1103	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
日米関係 1972年8月25日作成の文書中、駐米日本大使・駐日米国大使に関連する部分	H17.11.7	H20.7.25	991	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。	

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	日米関係 1973年12月14日作成の文書中、駐米日本大使・駐日米国大使に関連する部分	H17.11.7	H20.4.2	877	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	日米関係 1965年2月1日作成の文書中、駐米日本大使・駐日米国大使に関連する部分	H17.11.7	H20.4.4	879	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	日米関係 1975年6月6日作成の文書中、駐米日本大使・駐日米国大使に関連する部分	H17.11.7	H20.4.16	891	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	日米関係 1977年10月20日作成の文書中、駐米日本大使・駐日米国大使に関連する部分	H17.11.7	H20.7.8	974	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	日米外交関係雑件3 1956年1月1日作成の文書中、駐米日本大使・駐日米国大使に関連する部分	H17.11.7	H20.6.20	956	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	1974年3月-4月の日中航空協定締結交渉に関する文書	H17.11.10	H20.4.16	888	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	1975年8月のシュレジンジャー米国防長官訪日時における日本側要人(首相、外相、防衛庁長官など)との会談議事録および、日本側要人の発言応答要領・対処方針及び防衛庁との協議記録	H18.2.27	H20.4.4	767	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	1977年1月のモンデール米副大統領訪日時における日本側要人(首相、外相など)との会談議事録および、日本側要人の発言応答要領・対処方針及び防衛庁との協議記録	H18.2.27	H20.10.7	953	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
1979年10月のブラウン米国防長官訪日時における日本側要人(首相、外相、防衛庁長官)との会談議事録および、日本側の発言応答要領・対処方針及び防衛庁との協議記録	H18.2.27	H20.4.4	767	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。	

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	1980年1月のブラウン米国防長官訪日時における日本側要人(首相、外相、防衛庁長官)との会談議事録および、日本側の発言応答要領・対処方針及び防衛庁との協議記録	H18.2.27	H20.6.24	848	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	1980年12月のブラウン米国防長官訪日時における日本側要人(首相、外相、防衛庁長官)との会談議事録および、日本側の発言応答要領・対処方針及び防衛庁との協議記録	H18.2.27	H20.4.16	779	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	1972年1月の佐藤栄作首相訪米時における日本側要人(首相、外相、外務省首脳部(外務事務次官、外務審議官、外務省北米局長))の米国側要人との会談議事録および、総理発言応答要領・対処方針	H18.2.27	H20.7.31	885	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	1972年8-9月の田中角栄首相訪米時における日本側要人(首相、外相、外務省首脳部(外務事務次官、外務審議官、外務省北米局長))の米国側要人との会談議事録および、発言応答要領・対処方針	H18.2.27	H20.5.1	794	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	1973年2月のキッシンジャー米国大統領補佐官訪日時における日本側要人(首相、外相、外務省首脳部(外務次官、外務審議官、外務省北米局長))との会談議事録および、日本側要人(首相、外相、(外務省首脳部))の発言応答要領・対処方針	H18.2.27	H20.4.4	767	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	1975年4月の宮沢喜一外相訪米時における日本側要人(外相、外務省首脳部(外務事務次官、外務審議官、外務省北米局長))の米国側要人との会談議事録および、日本側要人の発言応答要領・対処方針	H18.2.27	H20.5.1	794	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	1975年8月の三木武夫首相訪米時における日本側要人(首相、外相、外務省首脳部(外務事務次官、外務審議官、外務省北米局長))の米国側要人との会談議事録および、発言応答要領・対処方針	H18.2.27	H20.4.21	784	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	1975年10月のキッシンジャー米国务長官訪日時における日本側要人(首相、外相、外務省首脳部(外務次官、外務審議官、外務省北米局長))との会談議事録および、日本側要人の発言応答要領・対処方針	H18.2.27	H20.5.1	794	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	1976年6月の三木武夫首相訪米時における日本側要人(首相、外相、外務省首脳部(外務事務次官、外務審議官、外務省北米局長))の米国側要人との会談議事録および、発言応答要領・対処方針	H18.2.27	H20.5.1	794	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	1977年8月のヴァンス米国务長官訪日時における日本側要人(首相、外相)との会談議事録および、日本側の発言応答要領・対処方針	H18.2.27	H20.10.14	960	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	1978年4月の福田赳夫首相訪米時における日本側要人(首相、外相、外務省首脳部(外務事務次官、外務審議官、外務省北米局長))の米国側要人との会談議事録および、発言応答要領・対処方針	H18.2.27	H20.5.23	816	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	1979年9月のモンデール米国副大統領訪日時における日本側要人(首相、外相など)との会談議事録および、日本側要人の発言応答要領・対処方針	H18.2.27	H20.9.8	924	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。



行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	1980年9月の伊藤正義外相訪米時における日本側要人(外相、外務省首脳部(外務事務次官、外務審議官、外務省北米局長))の米国側要人との会談議事録および、発言応答要領・対処方針	H18.2.27	H20.11.19	996	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	1987年11月30日から12月15日までに在バーレーン日本大使館と外務省本省でやりとりされた大韓航空機行方不明事件に関する通信・電信・電報記録のすべて	H18.3.2	H20.10.3	946	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	1987年12月3日、5日、9日に警察庁警視正岩橋修氏(当時在タイ日本国大使館一等書記官)と当時在バーレーン日本国大使館員によって、バーレーン軍病院及びバーレーン内務省治安警察局内にて行われた金賢姫に対する事情聴取の記録及び関連資料	H18.3.2	H20.10.3	946	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	特定公館における過去3年間の天皇誕生日レセプションの具体的予算、具体的決算(ともに明細)、招待者リスト、出席者リスト、式次第がわかる文書(計8件)	H18.3.3	H20.10.21	963	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の特定に時間を要したことに加え、それら対象文書の審査に慎重な判断が求められたため。
	戦後処理関連文書(1953年10月)	H18.3.17	H20.5.1	776	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	戦後処理関連文書(1952年10月)	H18.3.17	H20.11.26	985	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	マレーシア紛争 東京会談 第3巻	H18.4.7	H20.4.25	749	所掌事務が極めて繁忙な時期が継続したために開示請求の処理に十分な時間を割くことができなかったことに加え、特定した対象文書の審査に慎重な判断が求められたため。
	特定公館で平成10年度第4四半期に支出された特定会計経費に関する文書(計6件)	H18.4.13	H20.4.14	732	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の特定に時間を要したことに加え、それら対象文書の審査に慎重な判断が求められたため。

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	特定公館で平成11年度に支出された特定会計経費に関する文書 (計6件)	H18.4.13	H20.4.14	732	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の特定に時間を要したことに加え、それら対象文書の審査に慎重な判断が求められたため。
	特定公館で平成12年度に支出された特定会計経費に関する文書 (計6件)	H18.4.19	H20.4.14	726	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の特定に時間を要したことに加え、それら対象文書の審査に慎重な判断が求められたため。
	日韓国交正常化交渉(日韓会談)の本会議及び委員会の会議録・関連資料、日本政府が作成した公文書 (168回に分割した開示決定の内、58件の開示決定)	H18.4.25	H20.4.18	724	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の特定に時間を要したことに加え、それら対象文書の審査に慎重な判断が求められたため。
	日韓国交正常化交渉(日韓会談)各時期の本会議及び委員会の会議録・関連資料、日本政府が作成した公文書 (168回に分割した開示決定の内、88件の開示決定)	H18.4.25	H20.5.9	745	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の特定に時間を要したことに加え、それら対象文書の審査に慎重な判断が求められたため。
	1968年から1969年にかけて開催された、沖縄基地問題研究会(佐藤首相の諮問機関である沖縄問題等懇談会の下部機関)に関する記録(議論の内容や関連する資料など)	H18.5.19	H20.12.2	928	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	査証発給に関する事務手続きを定めた文書	H18.5.21	H20.8.15	817	所掌事務が極めて繁忙な時期が継続したために開示請求の処理に十分な時間を割くことができなかったことに加え、特定した対象文書の審査に慎重な判断が求められたため。
	大平総理中国訪問 作成時期:1979年9月3日、1979年11月1日、1979年12月1日、1979年10月26日、1979年12月5日(計5冊)のうち、日中間のやりとりの記録と日本の対中国経済援助の準備が分かる文書、とくに円借款に関するもの	H18.5.25	H20.8.26	824	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	東南アジア開発閣僚会議関係 第1巻	H18.6.13	H20.6.13	731	所掌事務が極めて繁忙な時期が継続したために開示請求の処理に十分な時間を割くことができなかったことに加え、特定した対象文書の審査に慎重な判断が求められたため。
	中国外交(国連代表権問題)関連文書(1971年5月)	H18.6.23	H20.7.15	753	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	中国外交(国連代表権問題)関連文書(1971年10月)	H18.6.23	H20.8.25	794	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	日・中華民国関係(1958年8月) (他1件、計2件)	H18.8.1	H20.8.22	752	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	日・中華民国関係(1958年9月)	H18.8.1	H20.7.11	710	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	「集団安全保障1」(1996年2月)に綴られている文書の全て	H18.8.9	H20.8.20	742	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	「核兵器関連」(1986年3月)に綴られている文書の全て	H18.8.9	H20.9.8	761	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	「安全保障参考資料1」(1995年10月)に綴られている文書の全て	H18.8.22	H20.5.22	639	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	「安全保障参考資料2」(1998年2月)に綴られている文書の全て。 (他1件、計2件)	H18.8.22	H20.9.22	762	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	防衛計画の大綱に関連する特定ファイル (計3件)	H18.8.22	H20.9.22	762	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	中期防に関連する特定ファイル (計4件)	H18.8.22	H20.9.22	762	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	防衛力整備に関する特定ファイル (計5件)	H18.8.22	H20.9.22	762	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	集団的自衛権に関する特定ファイル (計2件)	H18.8.22	H20.9.22	762	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	「日中貿易」(1970年7月)	H18.9.1	H20.8.6	705	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	「日中貿易」(1971年4月)	H18.9.1	H20.10.7	767	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	「日・中共貿易」(1968年2月)	H18.9.1	H20.8.25	724	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	中国要人と我が国要人の会談録等(1998年～2000年8月)	H18.9.5	H20.8.27	722	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	中国要人と我が国要人の会談録等(2000年10月～2002年)	H18.9.5	H20.10.23	779	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	在インドネシア日本大使館から外務本省へ報告された、インドネシア・東ティモールの人権状況に関する資料。ならびに、外務本省から返答された資料(1975年-1980年、1991年-1994年)	H18.9.6	H20.7.29	692	所掌事務が極めて繁忙な時期が継続したために開示請求の処理に十分な時間を割くことができなかったことに加え、特定した対象文書の審査に慎重な判断が求められたため。

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	「福田総理訪米、三原防衛庁長官訪米」と題されたファイル(e-Govの検索結果による)におさめられた諸文書のうち、日米両国の関係者間の会談議事録、日米双方が提出したペーパー、発言応答要領・対処方針、および防衛庁や駐日大使館との事前協議記録	H18.10.6	H20.11.5	761	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	「金丸防衛庁長官訪米(昭和53年)」と題されたファイル(e-Govの検索結果による)におさめられた諸文書のうち、日米両国の関係者間の会談議事録、日米双方が提出したペーパー、発言応答要領・対処方針、および防衛庁や駐日大使館との事前協議記録	H18.10.6	H20.9.5	700	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	「山下防衛庁長官訪米(昭和54年)」と題されたファイル(e-Govの検索結果による)におさめられた諸文書のうち、日米両国の関係者間の会談議事録、日米双方が提出したペーパー、発言応答要領・対処方針、および防衛庁や駐日大使館との事前協議記録	H18.10.6	H20.11.5	761	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	「大平総理訪米、山下防衛庁長官訪米、カーター大統領訪日」と題されたファイル(e-Govの検索結果)におさめられた諸文書のうち、日米両国の関係者間の会談議事録、日米双方が提出したペーパー、発言応答要領・対処方針、および防衛庁や駐日大使館との事前協議記録	H18.10.6	H20.11.5	761	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	安保運用協議会(SCG)関連文書(計2件)	H18.10.6	H20.11.5	761	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	日米安全保障高級事務レベル協議(SSC)関連文書(計4件)	H18.10.6	H20.11.5	761	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	「三原、坂田防衛庁長官訪米(昭和51年)」と題されたファイル(e-Govの検索結果による)におさめられた諸文書のうち、日本側関係者と米国側関係者との会談議事録、および発言応答要領・対応方針、および防衛庁や駐日大使館との事前協議記録	H18.10.6	H20.11.5	761	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	1975年4月の宮澤喜一外相訪米の際の会談記録および会談に先立ち作成された文書、メモ、公電等の準備資料	H18.10.27	H20.11.11	746	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	1972年9月の田中角栄総理訪米の際の会談記録および会談に先立ち作成された文書、メモ、公電等の準備資料	H18.10.27	H20.9.8	682	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	1972年1月の佐藤栄作総理訪米の際の会談記録および会談に先立ち作成された文書、メモ、公電等の準備資料	H18.10.27	H20.7.31	643	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	中国共産党第12回大会(1982年9月)で提唱された「独立自主の対外政策」に関して、外務省が入手した中共の内部文書	H18.10.30	H20.8.22	662	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	日中要人の会談録等(1978年9月)	H18.10.30	H20.8.26	666	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	日中要人の会談録等(1979年3月-1981年3月)(計6件)	H18.10.30	H20.7.11	620	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	日中要人の会談録等(1979年9月)	H18.10.30	H20.4.11	529	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	日中要人の会談録等(1980年10月-1981年3月)(計2件)	H18.10.30	H20.6.10	589	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	ロシア支援室 対欧州地域外交、対ロシア支援、対ロシア改革促進支援、シベリア鉄道貨物輸送(1997年8月)	H18.11.10	H20.9.29	689	所掌事務が極めて繁忙な時期が継続したために開示請求の処理に十分な時間を割くことができなかったことに加え、特定した対象文書の審査に慎重な判断が求められたため。

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	特定公館で平成13年度に支出された特定会計経費に関する支出決裁文書	H18.11.22	H21.3.31	860	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の特定に時間を要したことに加え、それら対象文書の審査に慎重な判断が求められたため。
	1952年4月25日付で竹島問題に関し、韓国政府あてに日本外務省から発出された口上書	H18.11.30	H20.9.26	666	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の特定に時間を要したことに加え、それら対象文書の審査に慎重な判断が求められたため。
	特定公館で平成13年度に支出された特定会計経費に関する支出決裁文書 (計8件)	H18.12.1	H21.3.31	851	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の特定に時間を要したことに加え、それら対象文書の審査に慎重な判断が求められたため。
	特定公館で平成13年度に支出された特定会計経費に関する支出決裁文書 (計4件)	H18.12.4	H21.3.31	848	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の特定に時間を要したことに加え、それら対象文書の審査に慎重な判断が求められたため。
	特定公館で平成13年度に支出された特定会計経費に関する支出決裁文書 (計2件)	H18.12.11	H21.3.31	841	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の特定に時間を要したことに加え、それら対象文書の審査に慎重な判断が求められたため。
	特定公館で平成13年度に支出された特定会計経費に関する支出決裁文書	H18.12.12	H21.3.31	840	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の特定に時間を要したことに加え、それら対象文書の審査に慎重な判断が求められたため。
	特定公館で平成13年度に支出された特定会計経費に関する支出決裁文書 (計2件)	H18.12.13	H21.3.31	839	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の特定に時間を要したことに加え、それら対象文書の審査に慎重な判断が求められたため。
	特定公館で平成13年度に支出された特定会計経費に関する支出決裁文書 (計2件)	H18.12.15	H21.3.31	837	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の特定に時間を要したことに加え、それら対象文書の審査に慎重な判断が求められたため。
	特定公館で平成13年度に支出された特定会計経費に関する支出決裁文書 (計5件)	H18.12.18	H21.3.31	834	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の特定に時間を要したことに加え、それら対象文書の審査に慎重な判断が求められたため。
	2004年11月9日-14日に実施された、第3回日朝実務者協議における日本と北朝鮮(調査委員会)の質疑応答の内容が分かる文書	H18.12.18	H20.9.12	634	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の特定に時間を要したことに加え、それら対象文書の審査に慎重な判断が求められたため。
佐藤総理訪米に関する特定ファイルの文書すべて	H19.2.8	H20.9.29	599	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。	

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	1971年に開催された在米公館長会議に関する諸文書のうち、会議議事録と提出された資料やペーパー	H19.2.23	H20.4.18	420	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	「在米公館長会議」と題されたファイル(e-Gavの検索結果による)におさめられた諸文書のうち、会議議事録、提出されたペーパー(1964年)	H19.2.23	H20.4.21	423	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	「安全保障政策企画委員会第1ラウンド-第4ラウンド」と題するファイル(4文書に分割しての開示決定、合計4件)	H19.2.23	H21.2.20	728	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	「第4次防衛力整備」と題するファイル	H19.2.23	H21.1.30	707	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	「核問題」(5)と題するファイル	H19.2.23	H20.12.1	647	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	「核問題」(6)と題するファイル	H19.2.23	H21.2.20	728	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	「核問題」(7)と題するファイル	H19.2.23	H21.1.9	686	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	「防衛力整備」(1)と題するファイル(他2件、計3件)	H19.2.23	H21.1.7	684	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	「米ソ戦略兵器制限交渉(SALT2)」と題するファイル(公開情報、交渉内容及び他国の見解に関する文書を除く、本件にかかる我が国自身の立場・見解に関する文書のみ)(計7件)	H19.2.23	H21.2.20	728	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。



行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	「中距離核戦力問題／米国・ソ連軍備管理交渉」と題するファイル(公開情報、交渉内容及び他国の見解に関する文書を除く、本件にかかる我が国自身の立場・見解に関する文書のみ)	H19.2.23	H21.2.20	728	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	「核兵器の影響に関する専門家会合」と題するファイルのうち、政治・外交問題(技術や数値に関するものは除く)に関する文書群(ロジ文書を除く。公開情報、交渉内容及び他国の見解に関する文書(計2件))	H19.2.23	H21.2.20	728	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	1972年に開催された在米公館長会議に関する諸文書のうち、会議議事録と提出された資料やペーパー(他4件、計5件)	H19.2.23	H20.4.21	423	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	1973年に開催された在米公館長会議に関する諸文書のうち、会議議事録と提出された資料やペーパー	H19.2.23	H20.8.13	537	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	「在米公館長会議」と題されたファイルにおさめられた諸文書のうち、会議議事録、提出されたペーパー(計6件)	H19.2.23	H20.4.18	420	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	1966年5月の松村謙三衆議院議員の中国訪問に関し、松村ら日本側と中国側との間の会談内容がわかる文書(出来れば詳細な会談録)と、松村が帰国後に外務省に報告した内容がわかる文書	H19.2.28	H20.4.18	415	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	日本国とアメリカ合衆国との間の犯罪人引渡しに関する条約および関連文書[昭和55年3月5日外条第三号]に基づき、1980年の施行後から2005年までに日本からアメリカに対して犯罪人の引き渡しの請求がされた件数および実施件数、アメリカから日本に対して犯罪人の引渡し請求がされた件数および実施件数、もし可能であればそれらの罪名を知ることができる文書	H19.3.13	H20.4.14	398	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	犯罪に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約[平成18年6月23日号外条約九号]が2003年8月5日に調印されたが、2006年6月23日が施行日となるに至った経緯を知ることができる文書。平成18年6月の外務告358号を含む批准関係文書	H19.3.13	H20.4.14	398	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	硫黄島(火山列島)を含めて、小笠原返還(1968年6月26日)に関する交渉の資料(具体的な、67年11月の佐藤首相およびジョンソン米大統領の会合にむけての日本側の準備および米国との接触をはじめ、首脳会談後から返還当日までの日米の交渉関係の資料	H19.3.15	H20.4.14	396	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	1965年1月12、13の両日に行われた日米首脳会談の前に、外務省などが準備した、会談に関するトーキング・ペーパー	H19.4.5	H20.4.21	382	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	1963年4月4日に行われた、大平正芳外相とライシャワー駐日大使の会談に関する記録(同日、ライシャワーが大平を朝食に招き、その際に会談が行われた。)	H19.4.5	H20.5.2	393	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	1960年5-6月の安保闘争にともなうアイゼンハワー大統領訪日中止に対する諸外国(米、加、西欧)の反応及び右に対する外務省の考えがわかる文書	H19.5.10	H20.6.9	396	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	1983年8月29日に作成された「谷川防衛庁長官訪米、レーガン大統領訪日、安倍大臣訪米、ワインバーガー国防長官訪日」の記録	H19.6.18	H20.6.18	366	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	1983年4月12日に作成された「日米安全保障高級事務レベル協議(SSC)(昭和59年6月)」の記録	H19.6.18	H20.6.18	366	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	1973年10月から1974年11月の間に行われた安川壮駐米大使とキッシンジャー米国务長官との会談の関係資料	H19.7.4	H20.8.4	397	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	1974年5月の大平正芳外相非公式訪米の関係資料	H19.7.4	H20.8.4	397	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	1977年8月26日、バンス米国务長官と福田首相の会談	H19.7.27	H20.8.26	396	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	1969年6月初旬の愛知外相とロジャーズ米国务長官会談関連文書(計2件)	H19.7.30	H20.8.29	396	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	1965年1月、佐藤総理訪米時の米国要人との小笠原返還に関する会談内容記録	H19.8.2	H20.9.1	396	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	米通商法関連文書(計12件)	H19.8.6	H21.3.5	577	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	米通商法関連文書(1970年6月)	H19.8.6	H20.11.28	480	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	愛知外相訪米(1969年1月-5月)(計3件)	H19.8.9	H20.9.8	396	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	1970年1月のアーミン・マイヤー駐日米大使と日本政府閣僚との会談の記録	H19.8.13	H20.8.13	366	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	愛知外相訪米(1969年6月)関連文書	H19.8.13	H20.8.13	366	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	全ての日本国在外公館に置かれている美術品につき、別添資料の様に、その美術品の写真が掲載されており、かつその種別、題名、規格、作者名、作者略歴等、購入年月日、購入金額、額装金額、配置先等がわかる資料	H19.8.15	H20.8.15	366	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の特定に時間を要したことに加え、それら対象文書の審査に慎重な判断が求められたため。

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	岸信介の米国訪問(昭和32年6月)の際の首脳会談の要旨及び詳細な議事録(非公式の会談・会話記録も含めて)と、会談のために事前・事後に作成された関連資料 ※東南アジア開発援助構想に関する記録の先行開示を希望	H19.9.3	H20.10.3	396	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	昭和28年10月の米国への池田特使派遣時の交渉記録(特に池田とロバートソンの公式・非公式の会談・会話の要旨及び詳細な記録)と、交渉のために事前・事後に作成された関連文書 ※東南アジアの開発・援助が議題の部分の先行開示を希望	H19.9.3	H20.10.3	396	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	1981年11月27日に作成された「米ソ戦略兵器削減交渉(START)／中距離核戦力問題」の記録(他3件、計4件)	H19.9.10	H20.12.26	473	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	1984年12月1日に作成された「軍縮問題／軍備管理・軍縮関係者訪日」の記録(他3件、計4件)	H19.9.10	H20.12.26	473	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	1981年3月1日に作成された「伊東外務大臣米国訪問」の記録	H19.9.10	H20.10.10	396	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	1981年4月14日に作成された「鈴木総理米国訪問」の記録	H19.9.10	H20.10.10	396	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	1982年3月2日に作成された「櫻内外務大臣米国訪問」の記録	H19.9.10	H20.10.10	396	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	1983年1月18日に作成された「中曽根総理米国訪問」の記録	H19.9.10	H20.10.10	396	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	1983年2月1日に作成された「日米外相会談(安倍外相・シュルツ国務長官)」の記録	H19.9.10	H20.10.10	396	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	1983年1月14日に作成された「中距離核戦力問題／米国・ソ連軍備管理交渉(ソ連中距離核ミサイル(SS20)極東移転問題)」の記録(他2件、計3件)	H19.9.10	H20.10.10	396	所掌事務が極めて繁忙な時期が継続したために開示請求の処理に十分な時間を割くことができなかったことに加え、特定した対象文書の審査に慎重な判断が求められたため。
	1973年1月の三木武夫副総理の米国訪問(国連訪問も含む)の関係資料	H19.9.11	H20.10.14	399	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	1973年12月1日作成(外務省アメリカ局北米第2課)の「北大西洋条約機構(NATO)閣僚理事会／キッシンジャー米国国務長官発言に対する諸外国の反応」に含まれる文書	H19.9.11	H20.9.11	366	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	1973年7月に開催された第9回日米貿易経済合同委員会開催の関連文書	H19.9.11	H20.9.11	366	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	佐藤政権期の東南アジア開発閣僚会議関連の文書のうち、首相・外相の意向や見解が分かる文書	H19.9.14	H20.9.16	368	所掌事務が極めて繁忙な時期が継続したために開示請求の処理に十分な時間を割くことができなかったことに加え、特定した対象文書の審査に慎重な判断が求められたため。
	1971年8月15日に米大統領が発表したいわゆる「ニクソン・ショック」(ドル・ショック)に関する公電、庁内討議議事録など関係書類(1971年8月-12月)	H19.9.27	H20.9.29	368	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	1969、1970、1971各年度に開催された日米合同貿易(経済?)委員会に関連する公電、庁内討議議事録など関係書類(米国からの要求、議題設定など)	H19.9.27	H20.9.29	368	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	1974年5月のインド核実験などに関する、以下の行政文書ファイル記載の文書 1975年4月16日(新)国防(安全保障)・軍事・軍縮/諸外国国防・軍事・軍縮/核実験/インド核実験	H19.10.5	H20.10.6	367	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
日米外相会談関連(1981年9月23日・国連)・議事録・事前の準備文書など	H19.11.8	H20.11.28	386	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。	

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	趙紫陽首相訪日(1982年5-6月)・議事録・事前の準備文書など	H19.11.12	H20.11.25	379	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	ブッシュ副大統領訪日(1982年4月)・議事録・事前の準備文書など	H19.11.12	H20.11.28	382	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	1969年9月15日にワシントンで開催された、愛知外相とロジャーズ国務長官との会談に関する記録およびその準備資料	H19.11.19	H20.11.28	375	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	韓国及び北朝鮮関係警察案件(1973年8月8日) (他14件、計15件)	H19.12.21	H21.1.20	396	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の特定に時間を要したことに加え、それら対象文書の審査に慎重な判断が求められたため。
	北朝鮮外交(1974年2月6日)	H19.12.21	H21.1.20	396	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の特定に時間を要したことに加え、それら対象文書の審査に慎重な判断が求められたため。
	南北朝鮮関係(1971年7月1日) (計3件)	H19.12.21	H21.1.20	396	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の特定に時間を要したことに加え、それら対象文書の審査に慎重な判断が求められたため。
	北朝鮮軍事案件(1969年4月1日) (他8件、計9件)	H19.12.21	H21.1.20	396	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の特定に時間を要したことに加え、それら対象文書の審査に慎重な判断が求められたため。
	「加藤防衛庁長官訪米、栗原防衛庁長官訪米、安倍大臣訪米」と題するファイルに収められた諸文書のうち、(1)日米両国の関係者間の会談議事録、(2)発言応答要領・対処方針、および(3)米国側や防衛庁との事前協議記録(他12件、計13件(複数回の開示決定を含むため合計31件))	H19.12.25	H21.1.26	398	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	「日米関係」と題するファイルに収められた諸文書のうち、(1)中国問題、(2)ソ連問題(SALTを含む)、(3)安全保障問題について言及しているもの	H19.12.25	H21.1.23	395	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	「対中国外交」と題するファイルに収められた諸文書のうち、(1)米国の対中政策とその日本への影響と、日本の対中正確とその米国への影響を、外務省がどのように分析していたかが分かるもの、および(2)日米協議の記録	H19.12.25	H21.1.23	395	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	「日米要人会談」(1957年1月) (他3件、計4件)	H19.12.27	H21.1.23	393	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	1953年10月の池田勇人特使の訪米による「池田・ロバートソン会談」における、日本側とアメリカ側との間の会談記録	H20.1.4	H21.1.5	367	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	PSI海上阻止訓練「Pacific Shield 07」の庶務担当部局が当該訓練に関して外務省行政文書ファイルに綴っている文書の全て	H20.1.16	H21.2.2	382	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	1969年11月11日に行われた、佐藤首相、愛知外相とマイヤー米国駐日大使との会談内容に関する記録および準備資料	H20.1.21	H21.1.30	375	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	1967年8月8日に実施された、三木外相および外務省幹部(牛場信彦次官など)と、佐藤首相との会談に関する記録および準備資料	H20.1.21	H21.1.30	375	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	1967年10月28日に三木外相がジョンソン駐日大使に手交した、小笠原に関する日本側の考えをまとめたペーパー	H20.3.21	H21.3.31	375	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	1967年11月9日に外務省が作成した、日米共同声明の案(とくに第7項)	H20.3.21	H21.3.31	375	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。
	1969年4月9日に行われた、下田駐米大使とレアード米国防長官との会談に関する記録およびその準備資料	H20.3.21	H21.3.31	375	同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたことに加え、所掌事務が極めて繁忙な状況が継続したため。

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
財務省	国有財産特別措置法第5条第1項第5号により、市町村から提出された譲与申請の特定図面(位置配置図を含む)及び国有財産一覧表の電磁ファイル化されたもの(島根県雲南市分)	H19.8.6	H20.12.9	491	開示請求の対象となる行政文書が非常に大量(11,477枚)であり、開示決定等の審査及び作業に相当の時間を要したため。
	国有財産特別措置法第5条第1項第5号により、市町村から提出された譲与申請の特定図面(位置配置図を含む)及び国有財産一覧表の電磁ファイル化されたもの(島根県隠岐の島町分)	H19.8.6	H20.12.9	491	開示請求の対象となる行政文書が非常に大量(3,914枚)であり、開示決定等の審査及び作業に相当の時間を要したため。
防衛省	次期輸送機(CX)においての、機体およびエンジン選定の決定に関する資料のすべて	H19.7.27	H20.7.31	370	特定した文書が大量(約200枚)であり、開示・不開示の判断に時間を要したため。
	「幕僚諸元」。電子データが存在する場合は、電子データを希望。	H19.8.2	H20.10.31	456	特定した文書が大量(約600枚)であり、開示・不開示の判断に時間を要したため。
	海上自衛隊の補給艦AOE425「ましゅう」の2004年11月～2005年5月、2006年6月～12月の航泊日誌	H19.8.22	H20.8.29	373	特定した文書が大量(約1,800枚)であり、開示・不開示の判断に時間を要したため。
	海上自衛隊の補給艦AOE426「おうみ」の2006年3月～8月の航泊日誌	H19.8.22	H20.8.29	373	特定した文書が大量(約800枚)であり、開示・不開示の判断に時間を要したため。
	海上自衛隊の補給艦AOE423「ときわ」の下記の期間の航泊日誌(2002年2月～8月、2002年11月～2003年5月、2003年10月～2004年4月、2005年11月～2006年4月)	H19.8.22	H21.2.27	555	特定した文書が大量(約3,400枚)であり、開示・不開示の判断に時間を要したため。
	海上自衛隊の補給艦AOE422「とわだ」の下記の期間の航泊日誌(2001年11月～2002年4月、2002年7月～12月、2003年7月～11月、2004年3月～9月、2005年3月～9月、2006年11月～2007年4月)	H19.8.22	H21.2.27	555	特定した文書が大量(約3,300枚)であり、開示・不開示の判断に時間を要したため。



行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
防衛省	海上自衛隊の補給艦AOE424「はまな」の下記の期間の航泊日誌(2001年11月～2002年3月、2002年6月～11月、2003年4月～8月、2004年8月～2005年1月、2005年7月～12月)	H19.8.22	H21.2.27	555	特定した文書が大量(約3,600枚)であり、開示・不開示の判断に時間を要したため。
	はるな航海日誌(対象はテロ対策特措法に基づく協力支援活動に従事した期間)	H19.10.19	H21.2.27	497	特定した文書が大量(約700枚)であり、開示・不開示の判断に時間を要したため。
	さわかぜ航海日誌(対象はテロ対策特措法に基づく協力支援活動に従事した期間)	H19.11.6	H21.2.27	479	特定した文書が大量(約700枚)であり、開示・不開示の判断に時間を要したため。
	ときわ航海日誌(対象はテロ対策特措法に基づく協力支援活動に従事した期間)	H19.11.6	H21.2.27	479	特定した文書が大量(約700枚)であり、開示・不開示の判断に時間を要したため。
	せとぎり航海日誌(対象はテロ対策特措法に基づく協力支援活動に従事した期間)	H19.11.6	H21.2.27	479	特定した文書が大量(約400枚)であり、開示・不開示の判断に時間を要したため。
	はまな航海日誌(対象はテロ対策特措法に基づく協力支援活動に従事した期間)	H19.11.6	H21.2.27	479	特定した文書が大量(約1,300枚)であり、開示・不開示の判断に時間を要したため。
	いなづま航海日誌(対象はテロ対策特措法に基づく協力支援活動に従事した期間)	H19.11.6	H21.2.27	479	特定した文書が大量(約600枚)であり、開示・不開示の判断に時間を要したため。
	あさかぜ航海日誌(対象はテロ対策特措法に基づく協力支援活動に従事した期間)	H19.11.6	H21.2.27	479	特定した文書が大量(約600枚)であり、開示・不開示の判断に時間を要したため。
	ゆうだち航海日誌(対象はテロ対策特措法に基づく協力支援活動に従事した期間)	H19.11.6	H21.2.27	479	特定した文書が大量(約700枚)であり、開示・不開示の判断に時間を要したため。
	平成17年12月15日付防防防第9397号「米軍再編等に関する検討委員会設置要綱について(通達)」第4で定める「作業チーム」の各々が作成及び収集ないし報告を受けた文書の全て	H19.12.11	H21.3.30	475	特定した文書が大量(約2,900枚)であり、開示・不開示の判断に時間を要したため。
テロ対策特別措置法に基づく海上自衛隊の行動を記録した文書(第6次)	H19.12.12	H20.12.25	379	特定した文書が大量(約100枚)であり、開示・不開示の判断に時間を要したため。	

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
防衛省	テロ対策特別措置法に基づく海上自衛隊の行動を記録した文書(第8次)	H19.12.12	H20.12.25	379	特定した文書が大量(約100枚)であり、開示・不開示の判断に時間を要したため。
	テロ対策特別措置法に基づく海上自衛隊の行動を記録した文書(第10次)	H19.12.12	H20.12.25	379	特定した文書が大量(約100枚)であり、開示・不開示の判断に時間を要したため。
	テロ対策特別措置法に基づく海上自衛隊の行動を記録した文書(第16次)	H19.12.12	H20.12.17	371	特定した文書が大量(約200枚)であり、開示・不開示の判断に時間を要したため。
	テロ対策特別措置法に基づく海上自衛隊の行動を記録した文書(第17次)	H19.12.12	H20.12.17	371	特定した文書が大量(約200枚)であり、開示・不開示の判断に時間を要したため。
	入間基地に於ける無線業務日誌 平成18年1月1日より、平成19年11月30日まで	H19.12.17	H20.12.19	368	特定した文書が大量(約2,400枚)であり、開示・不開示の判断に時間を要したため。
	百里基地に於ける無線業務日誌 平成18年1月1日より、平成19年11月30日まで	H19.12.17	H20.12.19	368	特定した文書が大量(約2,100枚)であり、開示・不開示の判断に時間を要したため。
	外国の艦船に対し、インド洋に給油活動をした海上自衛隊補給艦船「とわだ」のインド洋に派遣された期間全日の航海日誌(現在残っているすべて)	H20.2.18	H21.2.27	375	特定した文書が大量(約3,300枚)であり、開示・不開示の判断に時間を要したため。
	平成15年4月1日から開示請求日までの陸上自衛隊第9師団における国家公務員災害補償法に基づく公務災害申請とそれに対する検討、決定に関する書類の一切(17年度)	H20.3.13	H21.3.27	379	特定した文書が大量(約1,100枚)であり、開示・不開示の判断に時間を要したため。
	平成15年4月1日から開示請求日までの陸上自衛隊第9師団における国家公務員災害補償法に基づく公務災害申請とそれに対する検討、決定に関する書類の一切(18年度)	H20.3.13	H21.3.27	379	特定した文書が大量(約1,100枚)であり、開示・不開示の判断に時間を要したため。
平成15年4月1日から開示請求日までの陸上自衛隊第9師団における国家公務員災害補償法に基づく公務災害申請とそれに対する検討、決定に関する書類の一切(19年度)	H20.3.13	H21.3.27	379	特定した文書が大量(約400枚)であり、開示・不開示の判断に時間を要したため。	

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
会計検査院	衆議院、参議院、国会図書館の平成18年度支出計算書証拠書類のうち、「国会審議テレビ中継放送設備保守点検業務」外39件の契約に係る仕様書	H19.11.8	H21.3.24	497	開示請求に係る行政文書が大量の支出計算書証拠書類(485冊、約148,000枚)の中に散在(約660枚)していたこと、その中に衆議院、参議院及び国立国会図書館の事務に係る情報等が記録されており、開示・不開示に関しては当該機関に意見照会を行ったことなどから、順次開示決定を行ったものの、その手続等に時間を要したため。
	衆議院の平成18年度支出計算書証拠書類のうち、「分館委員室拡声設備保守点検業務」外4件の契約に係る仕様書	H19.11.8	H21.3.24	497	開示請求に係る行政文書の特定、探索及び開示・不開示に関する衆議院との調整、審査に時間を要したため。

事列表

不服申立て事案の処理日数関係

(資料 8 ~ 11)

○今年度に審査会に諮問した事案のうち、不服申立てを受けてから諮問までに90日超を要したものの(資料8)

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
内閣官房	橋本総理から研究・検討が指示された緊急事態が発生した場合の対応策に関する全文書(閣副安危第98-1号～第98-11号において特定された文書、及びそれ以降に作成又は収集された文書の全て)(計10件)	H18.2.21	H20.7.16	876	業務多忙により、諮問準備に時間を要したため。
	02年9月4日に発見された日本海中部の不審船に関して、官邸の危機管理センターが収集した関連情報、及び作成した関連文書の全て	H18.2.21	H20.7.16	876	業務多忙により、諮問準備に時間を要したため。
	平成15年3月20日閣議決定において設置された「イラク問題対策本部」において収集・作成された全文書	H18.2.21	H20.7.16	876	業務多忙により、諮問準備に時間を要したため。
	1994年の朝鮮半島の核危機に対する政府の検討に関する全文書(03年1月21日付『日経新聞』でのインタビューで石原官房副長官がインタビューが言及した事項に関連するもの)	H18.2.21	H20.7.16	876	業務多忙により、諮問準備に時間を要したため。
	平成16年11月に発生した中国原子力潜水艦による領海侵犯事案に関して、官邸の危機管理センターが収集した関連情報、及び作成した関連文書の全て	H18.2.21	H20.7.16	876	業務多忙により、諮問準備に時間を要したため。
	国際平和協力において自衛隊が実施する安全確保任務について(2004年9月7日付『産経』第14版第3面紹介)	H18.8.23	H20.7.16	693	業務多忙により、諮問準備に時間を要したため。
	我が国の国際平和協力の在り方についての検討状況	H18.8.23	H20.7.16	693	業務多忙により、諮問準備に時間を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
内閣官房	「北朝鮮による弾道ミサイル発射事態対応方針」(03年2月9日『読売』第14版第1面紹介)	H18.8.23	H20.7.16	693	業務多忙により、諮問準備に時間を要したため。
	北朝鮮による核実験(06年10月9日)に関して官邸の危機管理センターが収集した関連情報、及び作成された関連文書の全て	H19.3.2	H20.7.16	502	業務多忙により、諮問準備に時間を要したため。
	内閣官房副長官補が平成13年9月3日付閣副安危199号で開示した「今後の緊急事態対応策の検討について」にある、検討作業の「中間的整理」	H19.4.10	H20.7.16	463	業務多忙により、諮問準備に時間を要したため。
	政府の有事法制研究の第3分類に関わる全文書	H19.4.10	H20.7.16	463	業務多忙により、諮問準備に時間を要したため。
	「情報機能強化検討会議」の庶務担当部局が、同会議に関して行政文書ファイルに綴った文書の全て	H19.4.10	H20.7.16	463	業務多忙により、諮問準備に時間を要したため。
	「国家安全保障に関する官邸機能強化会議」の庶務担当部局が同会議に関して行政文書ファイルに綴った文書の全て	H19.5.16	H20.7.16	427	業務多忙により、諮問準備に時間を要したため。
法務省	第11回・12回司法試験委員会の議事内容を録音したテープと、発言者名のわかる議事内容を記録した文書	H16.12.27	H20.7.23	1,304	本件については、本人から行政訴訟が提訴され、平成19年12月の控訴審判決後、同月上告提起及び上告受理の申立てがあったところであるが、諮問を行うに当たっては、その審理状況等を踏まえつつ、更に検討を加える必要があったため。
	第13回・14回司法試験委員会の議事内容を録音したものと、発言者名のわかる議事内容を記録した文書	H17.1.17	H20.7.23	1,283	本件については、本人から行政訴訟が提訴され、平成19年12月の控訴審判決後、同月上告提起及び上告受理の申立てがあったところであるが、諮問を行うに当たっては、その審理状況等を踏まえつつ、更に検討を加える必要があったため。
	第15回司法試験委員会の会議内容を録音したもの	H17.3.24	H20.7.23	1,217	本件については、本人から行政訴訟が提訴され、平成19年12月の控訴審判決後、同月上告提起及び上告受理の申立てがあったところであるが、諮問を行うに当たっては、その審理状況等を踏まえつつ、更に検討を加える必要があったため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
法務省	第16回司法試験委員会の会議内容を録音したもの	H17.3.24	H20.7.23	1,217	本件については、本人から行政訴訟が提訴され、平成19年12月の控訴審判決後、同月上告提起及び上告受理の申立てがあったところであるが、諮問を行うに当たっては、その審理状況等を踏まえつつ、更に検討を加える必要があったため。
	(1)第17回司法試験委員会の会議内容を録音したもの (2)第15回・16回司法試験委員会の発言者名のわかる会議内容を記録した文書	H17.5.30	H20.7.23	1,150	本件については、本人から行政訴訟が提訴され、平成19年12月の控訴審判決後、同月上告提起及び上告受理の申立てがあったところであるが、諮問を行うに当たっては、その審理状況等を踏まえつつ、更に検討を加える必要があったため。
	「平成19年新司法試験に対する措置」に関する司法試験考査委員の検討の経過及び結論を記載した文書並びに同検討を行う上で使用した統計資料	H19.12.3	H21.3.10	463	他の複数の情報公開案件(訴訟への対応、決定書作成)の処理と重なったこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定新聞記事中の「検事の身分のまま派遣された刑事法担当教授」についての、当該教授の氏名及び履歴を記載した文書及び「同省は検事らから事情をきくなどして調査」についての具体的調査内容を記載した文書	H19.12.3	H21.3.10	463	他の複数の情報公開案件(訴訟への対応、決定書作成)の処理と重なったこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	セカンダリ審査運用方針及び具体的運用基準等の開示請求に対しての開示処分を不服とするもの	H19.8.20	H20.10.2	409	業務が繁忙を極めていたため。
	特定新聞記事中の「『考査委員として好ましくない』として、二人を口頭で注意した」についての、司法試験委員会が、特定法科大学院の教授二人に対して行った「口頭注意」の、当該教授名及び具体的内容を記載した文書	H19.12.3	H20.10.23	325	他の複数の情報公開案件(訴訟への対応、決定書作成)の処理と重なったこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定答弁書中の「法務省と文部科学省」の間で、「連携・協議しながら、再発防止のための必要な措置を講ずること」を「意思確認」したことについて、具体的内容を記載した文書及びその行政文書の根拠となるすべての法令を記載した文書	H19.12.3	H20.10.23	325	他の複数の情報公開案件(訴訟への対応、決定書作成)の処理と重なったこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
法務省	特定インターネット配信記事中の「法務省は『採点后に特定大生と他大生の答案を比較したが、情報提供の結果と見られるものは全く見つからなかった』としている。」についての、何故、採点后に、答案を比較することにしたかについて、具体的な理由を記載した文書	H19.12.3	H20.10.23	325	他の複数の情報公開案件（訴訟への対応、決定書作成）の処理と重なったこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	仮放免許可の基準及び運用に係る一切の文書の開示請求に対しての不開示処分を不服とするもの	H19.12.8	H20.10.2	299	業務が繁忙を極めていたため。
	平成18年度中に仮釈放・仮退院した発達障害者、知的障害を有する人の保護観察事件記録の開示を請求したものに対し、不開示とした原処分の取消しを求める件	H20.2.18	H20.11.17	273	事案が複雑で慎重な検討が必要であり、また、業務が繁忙であったため。
	開示請求者と大阪入国管理局職員との面接記録についての開示請求に対しての不開示処分を不服とするもの	H20.1.10	H20.10.2	266	業務が繁忙を極めていたため。
	法制審議会刑事法(犯罪被害者関係)部会の発言者の氏名と内容が分かる文書	H19.9.7	H20.5.22	258	審議会運営の根幹にかかわる事案であることに加え、類似の訴訟が係属しており、その判決内容を分析する必要があるなど極めて慎重な判断を要するものであったため。
	法制審議会刑事法(犯罪被害者関係)部会の発言者の氏名と内容が分かる文書	H19.9.12	H20.5.22	253	審議会運営の根幹にかかわる事案であることに加え、類似の訴訟が係属しており、その判決内容を分析する必要があるなど極めて慎重な判断を要するものであったため。
	入国在留審査要領以降に発出された通達等の開示請求に対しての不開示処分を不服とするもの	H20.4.14	H20.11.20	220	業務が繁忙を極めていたため。
	「少年院及び刑務所における軽度発達障害を有する被収容者に対する対応の実践が記載されている文書」について、文書不存在のため不開示決定とした件	H20.8.30	H21.3.26	208	他の複数の情報公開案件の処理と重なったため。
	特定刑事施設が保有する知的障害を有する者1名に係る被収容者身分帳簿の不開示決定に関する件	H20.7.30	H21.2.6	191	他の複数の情報公開案件の処理と重なったため。



行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
法務省	特定少年鑑別所作成の「鑑別事例集第35集に掲載する事例の原稿作成について（回報）」に係る文書の不開示決定に関する件	H20.7.15	H21.1.14	183	他の複数の情報公開案件の処理と重なったため。
	特定刑事施設が保有する知的障害を有する者2名に係る被収容者身分帳簿の不開示決定に関する件	H20.8.18	H21.2.6	172	他の複数の情報公開案件の処理と重なったため。
	自己のカルテの開示請求に対し、存否応答拒否により不開示決定とした件	H20.8.18	H21.2.6	172	他の複数の情報公開案件の処理と重なったため。
	特定刑事施設のリハビリテーション工場に就業している経理夫の処遇要領表、評価票及び処遇審査会議事録の不開示決定に関する件	H20.9.29	H21.3.16	168	他の複数の情報公開案件の処理と重なったため。
	特定刑事施設の発達障害等を有する被収容者に係る懲罰表等の不開示決定に関する件	H20.8.18	H21.1.29	164	他の複数の情報公開案件の処理と重なったため。
	特定刑事施設の発達障害等を有する被収容者に係る供述調書の不開示決定に関する件	H20.8.18	H21.1.29	164	他の複数の情報公開案件の処理と重なったため。
	特定刑事施設の職員事故報告の不開示決定に関する件	H20.3.31	H20.8.20	142	他の複数の情報公開案件の処理と重なったため。
	特定矯正管区が、開示請求者に対し、来庁記録の記載内容の確認を求めた際の記録について、文書不存在を理由とした不開示決定に関する件	H20.4.16	H20.9.2	139	他の複数の情報公開案件の処理と重なったため。
	特定事件に係る「裁判書類一式」の不開示決定に関する件	H20.3.21	H20.8.7	139	他の複数の情報公開案件の処理と重なったため。
	特定事件に係る「裁判書類一式」の不開示決定に関する件	H20.3.21	H20.8.7	139	他の複数の情報公開案件の処理と重なったため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
法務省	西日本入国管理センターの収容所から外が見えない窓にした根拠及び決定者を記した文書	H20.7.8	H20.11.19	134	業務が繁忙を極めていたため。
	「障害者任免状況通報書」等の文書	H20.9.16	H21.1.27	133	業務が繁忙を極めていたため。
	特定少年院の平成19年度事例研究会資料の不開示決定に関する件	H20.9.12	H21.1.14	124	他の複数の情報公開案件の処理と重なったため。
	特定少年院が保有する行政文書の開示請求に係る補正がなされず、文書不特定の形式上の不備により不開示決定とした件	H19.12.20	H20.4.22	124	他の複数の情報公開案件の処理と重なったため。
	職員処分に係る文書一式(免職, 停職, 減給それぞれにつき1件分)の不開示決定に関する件	H20.3.21	H20.7.22	123	他の複数の情報公開案件の処理と重なったため。
	職員処分に係る文書一式(免職, 停職, 減給それぞれにつき1件分)の不開示決定に関する件	H20.3.21	H20.7.22	123	他の複数の情報公開案件の処理と重なったため。
	難民認定申請時に収容所等に収容されていた同申請者の人数等の不開示処分を不服とするもの	H20.11.17	H21.3.19	122	業務が繁忙を極めていたため。
	特定少年院の社会適応訓練に係る文書の不開示決定とした件	H20.2.1	H20.5.29	118	他の複数の情報公開案件の処理と重なったため。
	特定事件に係る「裁判書類一式」の不開示決定に関する件	H20.3.12	H20.7.7	117	他の複数の情報公開案件の処理と重なったため。
	特定事件に係る「裁判書類一式」の不開示決定に関する件	H20.3.12	H20.7.7	117	他の複数の情報公開案件の処理と重なったため。
特定刑事施設が保有する「法務大臣に対する苦情の申出に関する書類」の不開示決定に関する件	H20.8.18	H20.12.12	116	他の複数の情報公開案件の処理と重なったため。	

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
法務省	特定矯正管区の文書発議簿及び文書受理簿の不開示決定に関する件	H20.5.24	H20.9.16	115	他の複数の情報公開案件の処理と重なったため。
	「記者発表資料を提供する記者の氏名・所属が記載されている文書」及び「記者発表資料を一般人には見せないと定義した文書」について、文書不存在を理由とした不開示決定に関する件	H20.4.16	H20.8.7	113	他の複数の情報公開案件の処理と重なったため。
	平成19年及び同20年の特定刑事施設の庁内例規の目次の全部開示決定に関する件	H20.7.4	H20.10.22	110	他の複数の情報公開案件の処理と重なったため。
	「名古屋矯正管区の職員の休憩時間帯の行動について詳細に定めた規則」の文書不存在を理由とした不開示決定に関する件	H20.3.21	H20.7.7	108	他の複数の情報公開案件の処理と重なったため。
	特定少年院が保有する生活指導簿、懲戒簿及び弁明書(平成19年)の不開示決定に関する件	H20.7.12	H20.10.27	107	他の複数の情報公開案件の処理と重なったため。
	特定事件に係る「裁判書類一式」の不開示決定に関する件	H20.3.5	H20.6.19	106	他の複数の情報公開案件の処理と重なったため。
	特定事件に係る「裁判書類一式」の不開示決定に関する件	H20.3.5	H20.6.19	106	他の複数の情報公開案件の処理と重なったため。
	特定少年院が保有する在院中の再入少年の「生活史」に係る不開示決定に関する件	H20.3.5	H20.6.19	106	他の複数の情報公開案件の処理と重なったため。
	特定少年鑑別所の保有する自閉症等と診断された者に係る精神科診断票、鑑別結果通知書及び処遇指針票の不開示決定に関する件	H20.3.5	H20.6.19	106	他の複数の情報公開案件の処理と重なったため。
	自閉症等と診断された者に係る診断書(鑑別所入所前に外部の病院において医師が診察したものを鑑別所が取り寄せたものを含む。)の不開示決定に関する件	H20.3.5	H20.6.19	106	他の複数の情報公開案件の処理と重なったため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
法務省	特定刑事施設に係る監査の報告書の不開示決定に関する件	H20.6.26	H20.10.9	105	他の複数の情報公開案件の処理と重なったため。
	特定刑事施設に係る被収容者死亡報告(平成19年分)の不開示決定に関する件	H20.6.26	H20.10.9	105	他の複数の情報公開案件の処理と重なったため。
	「特定少年院の医務報告に関する書類(平成19年分)」の不開示決定に関する件	H20.6.26	H20.10.9	105	他の複数の情報公開案件の処理と重なったため。
	特定少年院が保有する厚生労働科学研究「虞犯・触法等の障害者の地域生活支援に関する研究」に伴う調査回報文書の不開示決定に関する件	H20.2.14	H20.5.29	105	他の複数の情報公開案件の処理と重なったため。
	発達障害のある少年に係る職員研修記録について、刑事施設及び少年院職員の氏名の不開示決定に関する件	H20.2.14	H20.5.29	105	他の複数の情報公開案件の処理と重なったため。
	特定事件番号の損害賠償請求事件に係る「裁判書類一式」のうち、争訟事件経過報告及び判決書の不開示決定に関する件	H20.2.14	H20.5.29	105	他の複数の情報公開案件の処理と重なったため。
	「閲覧の準備の方法が記載されている文書」の開示請求に対し、文書不存在の不開示決定とした件	H20.1.11	H20.4.22	102	他の複数の情報公開案件の処理と重なったため。
	特定刑事施設のリハビリテーション工場に就業している経理夫の処遇要領表、評価票及び処遇審査会議事録の不開示決定に関する件	H20.9.2	H20.12.12	101	他の複数の情報公開案件の処理と重なったため。
	特定矯正管区の文書発議簿及び文書受理簿の不開示決定に関する件	H20.3.31	H20.7.7	98	他の複数の情報公開案件の処理と重なったため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
法務省	特定刑事施設の組織図の不開示決定に関する件	H20.5.22	H20.8.27	97	他の複数の情報公開案件の処理と重なったため。
	①特定矯正管区長による審査の申請の裁決書、②処遇審査会(制限区分審査部会)議事録の不開示決定に関する件	H20.10.10	H21.1.14	96	他の複数の情報公開案件の処理と重なったため。
	特定矯正管区が被告となっている裁判に係る回報書	H20.2.4	H20.5.9	95	他の複数の情報公開案件の処理と重なったため。
	「最近の不正・不当事件」法務省が作成したもので直近年度のもの	H20.2.4	H20.5.9	95	他の複数の情報公開案件の処理と重なったため。
	特定少年院の文書発議簿(平成19年)及び文書受理簿(平成19年)の不開示決定に関する件	H20.5.24	H20.8.27	95	他の複数の情報公開案件の処理と重なったため。
	「特定刑事施設職員6名が平成18年ノロウイルスに感染したと報道されたことにつき、職員6名が感染した時期(年月日)が分かる文書」について、不存在を理由とした不開示決定に関する件	H20.6.16	H20.9.19	95	他の複数の情報公開案件の処理と重なったため。
	人事記録の開示を求めるもの	H20.4.28	H20.7.29	92	業務が繁忙を極めていたため。
外務省	日米合同委員会議事録のうち開催場所及び日時の記録部分(対象期間は第1回—請求日現在)	H17.4.11	H20.10.27	1295	所掌事務が繁忙な時期が継続し、作業に必要な時間を十分に割くことができなかったため。
	「北朝鮮3」	H17.9.12	H20.9.5	1089	不服申立以外のものも含め、大量の情報公開関連業務が集中していたため。
	「北朝鮮1」 (他1件、計2件)	H17.11.14	H20.9.5	1026	不服申立以外のものも含め、大量の情報公開関連業務が集中していたため。
	国際捕鯨委員会(IWC)に関する「外交働きかけの現状」及び右付属文書	H18.1.23	H20.11.13	1025	所掌事務が繁忙な時期が継続し、作業に必要な時間を十分に割くことができなかったため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
外務省	「安全保障参考資料1」(1995年10月)、 「安全保障参考資料2」(1998年4月)、 「安全保障参考資料3」(2000年2月)に綴 られている文書の全て	H18.9.25	H20.11.13	780	不服申立以外のもも含め、大量の情報公開関連業務 が集中していたため。
	「防衛力整備1」(1976年1月)、「防衛力 整備2」(1976年1月)、「防衛力整備3」 (1976年1月)、「防衛力整備4」(1999年6 月)、「防衛力整備5」(2000年1月)に綴ら れている文書の全て	H18.9.25	H20.11.13	780	不服申立以外のもも含め、大量の情報公開関連業務 が集中していたため。
	「イランのミサイル開発(北朝鮮との関 係)」(1993年06月)	H18.10.24	H20.7.22	637	所掌事務が繁忙な時期が継続し、作業に必要な時間を 十分に割くことができなかったため。
	「イラク 大量破壊兵器」(1992年05月) (他1件、計2件)	H18.10.24	H20.7.22	637	所掌事務が繁忙な時期が継続し、作業に必要な時間を 十分に割くことができなかったため。
	「本件懇談会終了後も懇談会の目的を達 成するための調査・研究・検討」(平成17 年(行情)諮問第638号に関する補充理由 説明書)に関わる全文書	H18.12.22	H20.4.9	474	所掌事務が繁忙な時期が継続し、作業に必要な時間を 十分に割くことができなかったため。
	「対外情報機能強化に関する懇談会」関 連文書(開催要項・議事録等・懇談会に提 出された討議資料等)	H19.2.7	H20.4.9	427	所掌事務が繁忙な時期が継続し、作業に必要な時間を 十分に割くことができなかったため。
	「日米地位協定の考え方」増補版	H19.3.14	H20.6.26	470	所掌事務が繁忙な時期が継続し、作業に必要な時間を 十分に割くことができなかったため。
	平成18年7月27日付情報公開第02136号 において既に開示が行われた文書	H20.3.27	H20.11.11	229	所掌事務が繁忙な時期が継続し、作業に必要な時間を 十分に割くことができなかったため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
外務省	<p>どうして外務省主張の「先ず停戦に関する文書の成立、…」にならなかったのか、その後の国内調整(大本営他)及びマ司令部との交渉経緯を記した文書がありますか？(実際にはミズリー号上にて降伏文書の調印、停戦並び武器引渡しの陸海軍一般命令が同時に行われた。)(昭和20年8月17日付の「今後の事態発展に関する予想」条約局作成に次の記述がある。「1 マニラにおける接触..... 我方は8月17日最高戦争指導会議に於いて審議の結果、我方としては先ず停戦に関する正式文書の成立.....」及び「五 正式降伏 先方の意向は前述の如く本土に乗り込み所謂城下の誓いに類する儀礼的なる停戦を行い、その際我方をして降伏状況に署名せしめんとするに在り、之が甚だ危険にして先ず停戦に関する文書の成立、武装解除次いで乗り込みの順序となしたきが我方の希望なること前述1の通りなり」さらには8月20日付「日本国代表の連合国最高指揮官に対する質疑事項(案)」に「貴国に関する限り停戦の正式調印無きこと明らかなるも、英、蘇、支に対し停戦並びに武器引渡しに関しては各個に実施すべきや.....」占領史録 第一巻 マニラ会談 49頁 69頁)</p>	H20.1.31	H20.5.1	91	所掌事務が繁忙な時期が継続し、作業に必要な時間を十分に割くことができなかったため。
	<p>蘇軍の声明文の詳細とその情報の入手先(昭和20年8月17日付の「今後の事態発展に関する予想」条約局作成に次の記述がある。停戦「...但し、蘇軍の如きは日本軍が武器を捨てるまでは積極的攻撃を緩めずと声明し、頼りに占領地域の拡大、既成事実の形成に努めつつあり。」占拠史録 第一巻 マニラ会談 49頁記載)</p>	H20.1.31	H20.5.1	91	所掌事務が繁忙な時期が継続し、作業に必要な時間を十分に割くことができなかったため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
外務省	連合軍司令部よりの回答(昭和20年8月17日付けで連合軍司令部宛の発電「大本営発 マッカーサー司令部宛 第五号 吾方に於いては既に停戦の大命発せられたる処、蘇連軍は今尚積極攻撃を継続中にして.....貴司令官に於いて蘇側に対し即時攻撃停止方要請せられんことを切望す」占拠史録 第二巻 停戦と武装解除 41頁記載)	H20.1.31	H20.5.1	91	所掌事務が繁忙な時期が継続し、作業に必要な時間を十分に割くことができなかったため。
	「北朝鮮2」(他5件、計6件)	H20.5.26	H20.8.25	91	不服申立以外のものも含め、大量の情報公開関連業務が集中していたため。
	支援委員会(ロシアや日本の政府が作っていた国際機関)の清算に関する文書などの記録のすべて	H20.7.2	H20.10.2	92	所掌事務が繁忙な時期が継続し、作業に必要な時間を十分に割くことができなかったため。
厚生労働省	特定法人に対する是正勧告書等の不開示決定に対して開示を求めるもの	H16.5.13	H20.5.1	1449	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定法人に対する是正勧告書等の不開示決定に対して開示を求めるもの	H16.5.13	H20.5.1	1449	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定期間の是正勧告書等の不開示決定に対して開示を求めるもの	H16.6.1	H20.4.30	1429	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定法人に対する是正勧告書等の不開示決定に対して開示を求めるもの	H16.6.1	H20.4.30	1429	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定年度の是正勧告書等の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H16.9.8	H20.7.17	1408	対象文書が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したため。また、不服申立事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定年度の是正勧告書等の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H16.9.8	H20.6.12	1373	対象文書が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したため。また、不服申立事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定労働局の労災保険料算定文書の不存在による不開示決定に対して文書は存在するとして開示を求めるもの	H16.9.13	H20.5.27	1352	不服申立に係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。また、資料等情報収集及び対応方法の検討に時間を要したため。



行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
厚生労働省	特定労働局の労災保険料算定文書の不存在による開示決定に対して文書は存在するとして開示を求めるもの	H16.9.13	H20.5.27	1352	不服申立に係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。また、資料等情報収集及び対応方法の検討に時間を要したため。
	特定労働局の労災保険料算定文書の不存在による開示決定に対して文書は存在するとして開示を求めるもの	H16.9.13	H20.5.27	1352	不服申立に係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。また、資料等情報収集及び対応方法の検討に時間を要したため。
	特定労働局の労災保険料算定文書の不存在による開示決定に対して文書は存在するとして開示を求めるもの	H16.9.13	H20.5.27	1352	不服申立に係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。また、資料等情報収集及び対応方法の検討に時間を要したため。
	特定労働局の労災保険料算定文書の不存在による開示決定に対して文書は存在するとして開示を求めるもの	H16.9.21	H20.5.27	1344	不服申立に係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。また、資料等情報収集及び対応方法の検討に時間を要したため。
	特定年度の是正勧告書等の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H16.11.29	H20.11.12	1444	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定年度の是正勧告書等の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H16.11.29	H20.11.12	1444	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定年度の是正勧告書等の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H16.12.9	H20.6.12	1281	対象文書が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したため。また、不服申立事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定年度の是正勧告書等の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H16.12.9	H20.7.17	1316	対象文書が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したため。また、不服申立事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定事案に係る保険給付実地調査復命書等の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H17.2.28	H20.9.19	1299	所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定会社への指導票等の不開示決定に対して開示を求めるもの	H17.3.24	H20.11.18	1335	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定会社への是正勧告書等の不開示決定に対して開示を求めるもの	H17.3.24	H20.11.18	1335	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
厚生労働省	特定会社への是正勧告書等の不開示決定に対して開示を求めるもの	H17.3.24	H20.11.18	1335	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定会社への是正勧告書等の不開示決定に対して開示を求めるもの	H17.3.24	H20.11.18	1335	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定会社への是正勧告書等の不開示決定に対して開示を求めるもの	H17.3.24	H20.11.18	1335	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定会社への指導票等の不開示決定に対して開示を求めるもの	H17.3.24	H20.11.18	1335	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定企業の特定年月日に受理した就業規則の不開示決定に対して開示を求めるもの	H17.9.14	H20.5.21	980	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定企業から特定労働基準監督署に提出された就業規則一切の不開示決定に対して開示を求めるもの	H17.9.6	H20.5.22	989	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定企業が特定労働基準監督署に提出した就業規則の不開示決定に対して部分開示を求めるもの	H17.11.21	H20.5.21	912	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定企業で発生した労災事故に関する災害調査復命書の一部開示決定に対して開示を請求するもの	H17.12.26	H20.9.1	980	慎重な検討が必要であったこと、また、不服申立事案が集中するとともに、所管業務が著しく繁忙であったため。
	障害者任免状況通報書(特定年度の特定地方自治体の分)の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H18.3.13	H20.6.24	834	業務多忙により、諮問準備に時間を要したため。
	特定病院が労働基準監督署に提出した特定個人の定期健康診断結果報告書(特定年度)の存否応答拒否に対して開示を求めるもの	H18.6.15	H20.5.23	708	慎重な検討が必要であったこと、また、不服申立事案が集中するとともに、所管業務が著しく繁忙であったため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
厚生労働省	特定病院が労働基準監督署に提出した特定個人の定期健康診断結果報告書(特定年度)の存否応答拒否に対して開示を求めるもの	H18.6.15	H20.5.23	708	慎重な検討が必要であったこと、また、不服申立事案が集中するとともに、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定病院が労働基準監督署に提出した特定個人の定期健康診断結果報告書(特定年度)の存否応答拒否に対して開示を求めるもの	H18.6.15	H20.5.23	708	慎重な検討が必要であったこと、また、不服申立事案が集中するとともに、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定病院が労働基準監督署に提出した特定個人の定期健康診断結果報告書(特定年度)の存否応答拒否に対して開示を求めるもの	H18.6.15	H20.5.23	708	慎重な検討が必要であったこと、また、不服申立事案が集中するとともに、所管業務が著しく繁忙であったため。
	労働者派遣法に基づき文書で是正指導したケースに関する決裁文書の一部開示決定に対して開示を請求するもの	H18.8.10	H20.5.20	649	所管業務が著しく多忙であったため。
	労働者派遣法に基づき文書で是正指導したケースに関する決裁文書の一部開示決定に対して開示を請求するもの	H18.8.10	H20.5.20	649	所管業務が著しく多忙であったため。
	特定病院が労働基準監督署に提出した特定個人に関する報告(特定年度)の不開示(存否応答拒否)に対して開示を請求するもの	H18.8.14	H20.5.23	648	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定病院が労働基準監督署に提出した特定個人に関する報告(特定年度)の不開示(存否応答拒否)に対して開示を請求するもの	H18.8.14	H20.5.23	648	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定病院が労働基準監督署に提出した特定個人の定期健康診断結果報告書(特定年度)の不開示(存否応答拒否)に対して開示を請求するもの	H18.8.14	H20.5.23	648	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
厚生労働省	特定病院が労働基準監督署に提出した特定個人の定期健康診断結果報告書(特定年度)の不開示(存否応答拒否)に対して開示を請求するもの	H18.8.14	H20.5.23	648	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定労働基準監督署職員が民間企業のゴルフ割引券を使用した事案に係る調査内容のわかる書類の不開示決定に対して取り消しを求めるもの	H18.10.26	H21.1.16	813	業務多忙により、諮問準備に時間を要したため。
	特定労働基準監督署における情報漏洩事案に係る調査内容がわかる書類の不開示決定に対して取り消しを求めるもの	H18.10.26	H21.1.16	813	業務多忙により、諮問準備に時間を要したため。
	特定年の特定企業に対する指導に係る監督復命書等不開示決定に対して取り消しを求めるもの	H18.10.19	H20.5.22	581	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定年の特定企業職員に係る申告処理台帳の不開示決定(存否応答拒否)に対して取り消しを求めるもの	H18.10.19	H20.5.22	581	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定労働局の特定企業に対する偽装請負についての指導文書の不開示決定(存否応答拒否)に対して取り消しを求めるもの	H18.11.7	H20.8.1	633	所管業務が著しく多忙であったため。
	特定労働局の特定企業に対する職業安定法違反に係る是正指導文書の不開示決定(存否応答拒否)に対して取り消しを求めるもの	H18.11.7	H20.8.1	633	所管業務が著しく多忙であったため。
	特定年の特定企業職員に係る相談記録綴の一部開示決定に対し取り消しを求めるもの	H18.11.6	H20.5.22	563	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定日付で特定企業に交付した是正勧告書等の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H18.11.15	H20.11.12	728	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	申告処理台帳、行政指導文書、行政書士等の出頭調書等の不開示決定(存否応答拒否)に対して開示を請求するもの	H19.1.10	H20.5.22	498	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
厚生労働省	特定会社に対し労働者派遣法違反で指導を行った資料の不開示決定に対して取り消しを求めるもの	H19.1.12	H20.8.1	567	所管業務が著しく多忙であったため。
	定会社の就業規則の不開示決定に対して開示を請求するもの	H19.1.23	H20.5.21	484	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定会社の賃金規程の不開示決定に対して開示を請求するもの	H19.1.23	H20.5.21	484	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定労働局の特定文書に係る事業場提出資料等の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H19.1.29	H20.9.12	592	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。
	特定日の事故に係る特定労働基準監督署の災害調査復命書の一部開示決定に対して開示を請求するもの	H19.3.7	H20.12.1	635	慎重な検討が必要であったこと、また、不服申立事案が集中するとともに、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定労働局が特定年度に障害者雇用率未達成企業に指導した文書の不開示決定に対して取り消しを求めるもの	H19.3.16	H20.6.24	466	業務多忙により、諮問準備に時間を要したため。
	特定労働局が特定年度に障害者雇用率未達成企業に指導した文書の不開示決定に対して取り消しを求めるもの	H19.3.19	H20.6.24	463	業務多忙により、諮問準備に時間を要したため。
	特定労働局が特定年度に障害者雇用率未達成企業に指導した文書の不開示決定に対して取り消しを求めるもの	H19.3.19	H20.6.24	463	業務多忙により、諮問準備に時間を要したため。
	特定労働局が特定年度に障害者雇用率未達成企業に指導した文書の不開示決定に対して取り消しを求めるもの	H19.3.22	H20.6.24	460	業務多忙により、諮問準備に時間を要したため。
	特定労働局が特定年度に障害者雇用率未達成企業に指導した文書の不開示決定に対して取り消しを求めるもの	H19.3.22	H20.6.24	460	業務多忙により、諮問準備に時間を要したため。
特定労働局の民間会社に対する派遣事業関係指導記録の不開示決定(存否応答拒否)に対して取り消しを求めるもの	H19.3.27	H20.8.1	493	所管業務が著しく多忙であったため。	

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
厚生労働省	特定年度の総合労働相談員マニュアルの管理実績(配布先を含む)の不開示決定(不存在)に対して取り消しを求めるもの	H19.4.23	H20.6.4	408	業務多忙により、諮問準備に時間を要したため。
	特定年度特定労働基準監督署の特定職員の特定行為に関わる一件書類等の不開示決定(存否応答拒否)に対して取り消しを求めるもの	H19.4.23	H20.5.2	375	業務多忙により、諮問準備に時間を要したため。
	業務取扱要領(雇用保険給付関係番号)のうち特定番号の全部開示に対して真正な文書の開示を求めるもの	H19.5.7	H20.7.29	449	所管業務が著しく多忙であったため。
	労働基準監督署文書取扱規定等にある労災保険給付関係文書の特定年月に該当する文書の不開示決定(不存在)に対して開示を求めるもの	H19.5.17	H20.5.19	368	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。
	特定医療用具輸入承認申請書等の一部開示決定に対して開示を求めるもの	H19.6.8	H20.7.15	403	不服申立案件が特定の課室に集中したため。また、所管業務が著しく多忙であったため。
	特定労働基準監督署保有の特定年度労災補償関係復命書綴の不開示決定(不存在)に対して取り消しを求めるもの	H19.6.22	H20.10.17	483	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。
	特定労働基準監督署保有の特定年度労災補償関係復命書綴の不開示決定(不存在)に対して取り消しを求めるもの	H19.6.22	H20.10.17	483	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。
	特定労働基準監督署保有の特定年度証拠書類(支払決議書)の不開示決定(不存在)に対して取り消しを求めるもの	H19.6.22	H20.10.17	483	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。
	労災防止指導員の名簿(特定年度の定数及び指導員氏名等)の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H19.6.26	H20.7.17	387	資料等情報収集及び対応方法の検討に時間を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
厚生労働省	特定年齢児検診で特定疾患名を把握している都道府県名とその具体的資料の不開示決定(不存在)に対して取り消しを求めるもの	H19.7.9	H21.3.9	609	所管業務が著しく多忙であったため。
	特定年度個別労働紛争あっせん事例が記載されている文書の不開示決定に対して取り消しを求めるもの	H19.7.9	H21.1.16	557	業務多忙により、諮問準備に時間を要したため。
	特定労働基準監督署における内部情報漏洩事案に関する調査結果の不開示決定に対して取り消しを求めるもの	H19.7.27	H21.1.16	539	業務多忙により、諮問準備に時間を要したため。
	労働局職員の不正経理事件等で職員を処分した事実の中で、特定労働局職員が関与したすべての事件の懲戒処分書の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H20.1.21	H21.1.13	358	業務多忙により、諮問準備に時間を要したため
	障害者任免状況通報書(特定年度の国の機関の分)の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H19.7.9	H20.6.24	351	業務多忙により、諮問準備に時間を要したため。
	特定年月特定会社で発生した特定社員の労災補償保険関係書類の不開示決定(存否応答拒否)に対して取り消しを求めるもの	H19.7.27	H20.6.12	321	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。
	認定事業主特定技能検定協会の社内検定の認定申請の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H19.11.5	H20.5.28	205	対象文書が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したため。また、所管業務が著しく多忙であったため。
	認定事業主特定会社の社内検定の認定申請書一式の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H19.11.5	H20.5.28	205	対象文書が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したため。また、所管業務が著しく多忙であったため。
	認定事業主特定会社の技能検定の認定申請書一式の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H19.11.5	H20.5.28	205	対象文書が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したため。また、所管業務が著しく多忙であったため。
	認定事業主特定技能協会の社内検定の認定申請書一式の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H19.11.5	H20.5.28	205	対象文書が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したため。また、所管業務が著しく多忙であったため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
厚生労働省	特定労働基準監督署が特定年に特定企業に交付した行政文書、是正報告書等の不開示決定に対して取り消しを求めるもの	H19.11.9	H20.7.17	251	不服申立事案が集中したため。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定年度の就職チューターによる個別支援者の相談記録(特定職安取扱いのもの)の不開示決定に対して取り消しを求めるもの	H19.12.11	H20.10.8	302	業務多忙により、諮問準備に時間を要したため。
	特定日に特定労働基準監督署管内で発生した業務災害についての災調復命書等の一部不開示決定に対して取り消しを求めるもの	H20.7.23	H21.3.27	251	慎重な検討が必要であったこと、また、不服申立事案が集中するとともに、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定段合いに対する指導監督等の文書の一部不開示決定に対して取り消しを求めるもの	H20.5.26	H21.1.6	225	不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であること等の状況から時間を要したため。
	特定医療用具製造承認申請書等の一部不開示決定に対し不開示を求めるもの	H19.12.13	H20.7.15	215	不服申立案件が特定の課室に集中したため。また、所管業務が著しく多忙であったため。
	特定雑誌に日本を救う健康機具として照会された特定医療機器等の不開示決定(不存在)に対し開示を求めるもの	H20.1.18	H20.7.24	188	不服申立て案件が特定の課室に集中したため。また、所管業務が著しく多忙であったため。
	特定企業での偽装請負(労働者派遣法違反)に対する是正指導文書などの記録の不開示(存否応答拒否)に対して開示を求めるもの	H20.1.23	H20.8.1	191	所管業務が著しく多忙であったため。
	特定日の特定労働基準監督署内で発生した災害に対する災害調査復命書等の一部不開示決定に対して取り消しを求めるもの	H20.3.3	H20.12.24	296	慎重な検討が必要であったこと、また、不服申立事案が集中するとともに、所管業務が著しく繁忙であったため。
厚生労働省において特定日付け特定番号で受け付けた行政文書開示請求に対する不開示決定(不存在)に対して取り消しを求めるもの	H20.4.7	H20.10.21	197	不服申立案件が特定の課室に集中したため。また、所管業務が著しく多忙であったため。	



行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
厚生労働省	特定期間における特定会社での石綿の取扱い、ないし石綿製品の製造作業に関して行った調査等にかかる文書の不開示決定(不存在)に対して取り消しを求めるもの	H20.8.27	H21.3.9	194	慎重な検討が必要であったこと、また、不服申立事案が集中するとともに、所管業務が著しく繁忙であったため。
	地方最低賃金審議会に関する基発第545号(昭和36年)に関連する文書の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H20.4.23	H20.10.29	189	所管業務が著しく多忙であったため。
	特定年度の地域内特定世代の職業的自立支援のための特定事業に係る特定事業実施報告書等の一部開示決定に対して開示を求めるもの	H19.12.26	H20.6.10	167	情報公開請求事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定年度の地域特定世代の特定事業に係る特定事業実施報告書等の一部開示決定に対して開示を求めるもの	H19.12.26	H20.6.10	167	情報公開請求事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	障害者任免状況通告書(特定日現在の本省内部部局分)の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H20.1.8	H20.6.11	155	所管業務が著しく多忙であったため。
	特定年度若者自立塾創出推進事業に関する委託事業実施結果報告書等の一部開示決定に対して開示を求めるもの	H20.1.16	H20.6.10	146	情報公開請求事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定年度若者自立塾創出推進事業に関する委託事業実施結果報告書等の一部開示決定に対して開示を求めるもの	H20.1.16	H20.6.10	146	情報公開請求事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	「薬害を何度おこしても個人は裁かれない」事が出来ると言う根拠を記載した公文書」等の不開示決定(不存在)に対して取り消しを求めるもの	H20.3.3	H20.7.24	143	不服申立案件が特定の課室に集中したため。また、所管業務が著しく多忙であったため。
	特定日の特定医薬品の基礎的調査検討のためのワーキンググループにおいて、メーカーが報告したスライド情報それぞれの根拠となった原報告書の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H20.3.7	H20.7.24	139	所管業務が著しく多忙であったため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
厚生労働省	特定日付け特定番号で受け付けた行政文書開示請求に対する不開示決定(不存在)に対して取り消しを求めるもの	H20.5.1	H20.10.21	173	不服申立て案件が特定の課室に集中したため。また、所管業務が著しく多忙であったため。
	厚生労働省において特定日付け特定番号で受け付けた行政文書開示請求に対する不開示決定(不存在)に対して開示を求めるもの	H20.5.12	H20.10.21	162	不服申立て案件が特定の課室に集中したため。また、所管業務が著しく多忙であったため。
	特定日付け特定番号で受け付けた行政文書開示請求に対する不開示決定(不存在)に対して取り消しを求めるもの	H20.6.10	H20.10.21	133	不服申立て案件が特定の課室に集中したため。また、所管業務が著しく多忙であったため。
	厚生労働省において特定日付け特定番号で受け付けた行政文書開示請求に対する不開示決定(不存在)に対して開示を求めるもの	H20.7.14	H20.11.21	130	不服申立て案件が特定の課室に集中したため。また、所管業務が著しく多忙であったため。
	厚生労働省において特定日付け特定番号で受け付けた行政文書開示請求に対する不開示決定(不存在)に対して開示を求めるもの	H20.7.14	H20.11.21	130	不服申立て案件が特定の課室に集中したため。また、所管業務が著しく多忙であったため。
	特定医療機器製造販売昇進申請書及び同申請書に係る資料の一部開示決定に対し取り消しを求めるもの	H20.9.30	H21.1.27	119	不服申立て案件が特定の課室に集中したため。また、所管業務が著しく多忙であったため。
	厚生労働省において特定日付け特定番号で受け付けた行政文書開示請求に対する不開示決定(不存在)に対して開示を求めるもの	H20.10.14	H21.1.27	105	不服申立て案件が特定の課室に集中したため。また、所管業務が著しく多忙であったため。
	特定法人の社内検定認定申請書の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H20.11.28	H21.3.30	122	対象文書が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したため。また、所管業務が著しく多忙であったため。
国土交通省	「平成17年度連続立体交差事業等説明資料」のうち、特定線連続立体交差事業に係る部分の開示決定に関する件(文書の特定)	H17.11.7	H20.6.6	942	処分庁の弁明書作成、審査請求人への弁明書送付や反論書提出等の行政不服審査法に基づく諸手続を経た上で、開示の可否について検討しており、内容確定のための審尋等、事項の精査に時間を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
国土交通省	運輸審議会会議資料の一部開示決定に関する件	H18.12.7	H20.11.26	720	開示可否を精査すべき文書が大量(1,649枚)であり、かつ、関係部署等との意見調整に時間を要したため。
	特定職員の旅行命令簿等の一部開示決定に関する件	H18.12.18	H20.6.16	546	同一不服申立人から立て続けに複数の不服申立てを受け、それらと併せた慎重な検討を行うために時間を要したため。
	「情報公開事務処理の手引」の標準様式等の開示決定に関する件(文書の特定)	H19.3.19	H20.6.16	455	同一不服申立人から立て続けに複数の不服申立てを受け、それらと併せた慎重な検討を行うために時間を要したため。
	「情報公開事務処理の手引」の「5 送付に要する費用の納付方法等」等の開示決定に関する件(文書の特定)	H19.3.30	H20.6.16	444	同一不服申立人から立て続けに複数の不服申立てを受けているため、それらと併せた慎重な検討を行う必要があったため。
	特定日に国鉄から設立委員会に提出したJR採用候補者名簿の不開示(不存在)決定に関する件	H19.11.6	H20.12.8	398	不存在の経緯について、事実関係の確認に多くの時間を要したため。
	特定日に開催された説明会に関する用地交渉記録等の一部開示決定に関する件(1/3) ①所有権移転取り消しに係る事務所の起案文書一式の不開示決定	H19.6.19	H20.6.6	353	他の複数の情報公開案件の処理と重なったこと、また、本件の内容の検討および関係部署との意見調整に時間を要したため。
	特定日に開催された説明会に関する用地交渉記録等の一部開示決定に関する件(2/3) ②所有権移転取り消しに係る土地等売買の契約解除の書類の不開示決定	H19.6.19	H20.6.6	353	他の複数の情報公開案件の処理と重なったこと、また、本件の内容の検討および関係部署との意見調整に時間を要したため。
	特定日に開催された説明会に関する用地交渉記録等の一部開示決定に関する件(3/3) ③所有権移転取り消しに係る用地交渉記録の一部開示決定に関する件	H19.6.19	H20.6.6	353	他の複数の情報公開案件の処理と重なったこと、また、本件の内容の検討および関係部署との意見調整に時間を要したため。
特定河川改修工事に伴う用地の先行取得に関する契約書等の開示決定に関する件(文書の特定)	H19.6.25	H20.6.6	347	他の複数の情報公開案件の処理と重なったため。	

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
国土交通省	特定の道路敷地境界協議確定書の一部開示決定に関する件	H19.6.29	H20.6.6	343	開示可否の精査及び関係部署との意見調整に時間を要したため。
	「引継書」の一部開示決定に関する件	H19.9.15	H20.6.16	275	同一不服申立人から立て続けに複数の不服申立てを受け、それらと併せた慎重な検討を行うために時間を要したため。
	貨物自動車運送事業監査表の一部開示決定に関する件	H19.11.19	H20.7.25	249	開示可否の精査及び関係部署との意見調整に時間を要したため。
	特定日付け開示決定通知書に係る行政文書の開示の実施方法等の申出書の不開示決定(存否応答拒否)に関する件	H20.1.31	H20.6.16	137	同一不服申立人から立て続けに複数の不服申立てを受け、それらと併せた慎重な検討を行うために時間を要したため。
	特定地番の公衆用道路の特定日の登記に係る文書の不開示決定(不存在)に関する件	H20.4.7	H20.7.25	109	関係機関との調整等、対応方法の検討に時間を要したため。
	特定日に提出された特定車台番号の車両の予備検査に係る申請書類の一部開示決定に関する件(1/2)	H20.4.21	H20.9.3	135	不服申立ての争点が不明であり、その確認に時間を要したため。
	特定日に提出された特定車台番号の車両の予備検査に係る申請書類の一部開示決定に関する件(2/2)	H20.4.21	H20.9.3	135	不服申立ての争点が不明であり、その確認に時間を要したため。
	特定事業者に係る鉄道事業営業報告書のうち財務諸表等の一部開示決定に関する件	H20.11.4	H21.3.31	147	本事案に対する開示可否の精査及び検討を慎重に行った結果、時間を要したため。
防衛省	「関係指揮官等会議」での発言記録	H20.8.12	H20.11.11	91	担当課の業務が著しく多忙であったため。
	弾道ミサイル情報の受領及び伝達について	H20.10.23	H21.2.4	104	担当課の業務が著しく多忙であったため。

○調査日現在、審査会への諮問準備中等の事案のうち、不服申立てを受けてから既に90日超を経過しているもの(資料9)

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
警察庁	平成19年警察官法令違反事案の一部開示決定等(計9件)	H20.9.30	182	複数の不服申立てであり、かつ、処理をするに当たり、慎重な検討が必要であったため。	
法務省	①平成18年度の旧司法試験第二次試験の口述試験の問答案 ②同口述試験の考査委員手控え	H18.11.25	857	他の複数の情報公開案件(訴訟への対応、決定書作成)の処理と重なったこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	第1回新司法試験の論文試験で参照・使用されていると考える採点基準に該当する文書	H18.12.22	830	他の複数の情報公開案件(訴訟への対応、決定書作成)の処理と重なったこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	平成19年新司法試験の論文試験で参照・使用されていると考える採点基準に該当する文書及び出題者として想定している解答例・答案例	H19.12.13	474	他の複数の情報公開案件(訴訟への対応、決定書作成)の処理と重なったこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	平成19年新司法試験における、短答式試験の得点と最終合格人数との相関関係を示す資料	H19.12.13	474	他の複数の情報公開案件(訴訟への対応、決定書作成)の処理と重なったこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	懲戒処分書及び処分説明書を対象文書として特定し、一部開示決定を行ったものに対し、文書の特定に誤りがあるとして原処分の取消しを求める件	H20.2.18	407	原処分庁の職権で原処分を取消し、再決定することを検討しており、その手続き中のため。	
	障害者任免状況通報書の一部開示決定に関する件	H20.2.18	407	原処分庁の職権で原処分を取消し、再決定することを検討しており、その手続き中のため。	
外務省	便宜供与に関する会計関連文書(特定公館、特定期間)(他3件、計4件)	H16.2.10	1876	不服申立以外のものも含め、大量の情報公開関連業務が集中していたため。	
	「外交政策企画委員会」の記録(特定期間)	H16.4.10	1816	所掌事務が繁忙な時期が継続し、作業に必要な時間を十分に割くことができなかったため。	
	便宜供与に関する会計関連文書(特定公館、特定期間)	H14.4.12	2545	不服申立以外のものも含め、大量の情報公開関連業務が集中していたため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
外務省	1945年から1972年までの沖縄の米4軍部隊の毎年ごとの設置状況とその変遷一切	H16.4.20	1806	不服申立以外のものも含め、大量の情報公開関連業務が集中していたため。	
	「北朝鮮の核兵器開発問題」(1989年6月)	H16.6.21	1744	不服申立以外のものも含め、大量の情報公開関連業務が集中していたため。	
	平成16年8月に北京で開かれた日朝実務者協議に関する文書	H16.9.25	1648	不服申立以外のものも含め、大量の情報公開関連業務が集中していたため。	
	弾道ミサイル防衛関連文書(1995年4月) (他3件、計4件)	H17.2.28	1492	不服申立以外のものも含め、大量の情報公開関連業務が集中していたため。	
	弾道ミサイル防衛関連文書 (他1件、計2件)	H17.4.30	1431	不服申立以外のものも含め、大量の情報公開関連業務が集中していたため。	
	平成17年2月21日付情報公開第00396号の「不開示理由一覧」において「公表を前提としない」とする事実を記録した文書の全て	H17.5.16	1415	不服申立以外のものも含め、大量の情報公開関連業務が集中していたため。	
	弾道ミサイル防衛関連文書	H17.5.16	1415	不服申立以外のものも含め、大量の情報公開関連業務が集中していたため。	
	北朝鮮関連資料	H17.5.27	1404	不服申立以外のものも含め、大量の情報公開関連業務が集中していたため。	
	弾道ミサイル防衛関連文書 (計3件)	H17.6.13	1387	不服申立以外のものも含め、大量の情報公開関連業務が集中していたため。	
	日米安全保障条約課が管理する行政文書ファイルのうち弾道ミサイル防衛に関して綴られている文書の全て(期間は1995年1月-2004年12月末まで)	H17.7.12	1358	不服申立以外のものも含め、大量の情報公開関連業務が集中していたため。	
別紙「秘密文書外部回付(配布)許可願」において許可の対象となった文書の全て	H17.7.12	1358	不服申立以外のものも含め、大量の情報公開関連業務が集中していたため。		

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
外務省	アメリカとの沖縄返還交渉の文書のうち、「愛知外相・ロジャーズ国務長官パリー会談概要」外務省電信案	H17.11.14	1233	不服申立以外のものも含め、大量の情報公開関連業務が集中していたため。	
	「民間会社の飛行場使用」に綴られている文書の全て	H18.4.10	1086	所掌事務が繁忙な時期が継続し、作業に必要な時間を十分に割くことができなかったため。	
	「米国が対外的に明らかにしないこと」(平成16年(行情)諮問第324号に関する理由説明書)意思表示した事実を示す、又はそうした事実を記録した全文書	H18.4.10	1086	所掌事務が繁忙な時期が継続し、作業に必要な時間を十分に割くことができなかったため	
	「朝鮮半島をめぐる動き」(06年4月6日付『朝日』紹介)	H18.5.29	1037	不服申立以外のものも含め、大量の情報公開関連業務が集中していたため。	
	沖縄返還と在沖縄米軍に関する文書	H18.5.30	1036	不服申立以外のものも含め、大量の情報公開関連業務が集中していたため。	
	2006年5月1日の日米安全保障協議委員会における日米間の合意にかかる決裁関連文書の全て	H18.7.10	995	不服申立以外のものも含め、大量の情報公開関連業務が集中していたため。	
	国際捕鯨委員会(IWC)に関する「外交働きかけの現状」及び右付属文書	H18.8.9	965	所掌事務が繁忙な時期が継続し、作業に必要な時間を十分に割くことができなかったため。	
	特定時期の特定国会議員に関する特定公館に係る会計関連文書(計2件)	H18.8.17	957	不服申立以外のものも含め、大量の情報公開関連業務が集中していたため。	
	平成18年7月1日現在で、外務省が保有するワインリストの最新版	H18.9.19	924	不服申立以外のものも含め、大量の情報公開関連業務が集中していたため。	
	06年6月11日付『読売』(第14版第1面)が報じた外務省がまとめた諜報工作対応強化策の全て	H18.9.25	918	所掌事務が繁忙な状況が継続し、作業に必要な時間を十分に割くことできなかったため。	
特定時期の国会議員に関する特定公館に係る会計関連文書(計2件)	H18.9.28	915	不服申立以外のものも含め、大量の情報公開関連業務が集中していたため。		

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
外務省	日米繊維協議(特定期間)	H19.3.28	734	不服申立以外のものも含め、大量の情報公開関連業務が集中していたため。	
	平成16年度(行情)答申第316号において特定された「文書2(8件)」及び「文書3(8件)」	H19.5.15	686	不服申立以外のものも含め、大量の情報公開関連業務が集中していたため。	
	日米防衛協力のための指針等に関する文書全て	H19.7.5	635	不服申立以外のものも含め、大量の情報公開関連業務が集中していたため。	
	「国以外の者による協力」に綴られている文書の全て	H19.8.2	607	不服申立以外のものも含め、大量の情報公開関連業務が集中していたため。	
	秘密保全に関する規則に関連する特定事項にかかる文書全て	H19.9.19	559	不服申立以外のものも含め、大量の情報公開関連業務が集中していたため。	
	「在日米軍の展開」に綴られている文書の全て	H19.10.17	531	不服申立以外のものも含め、大量の情報公開関連業務が集中していたため。	
	秘密保全に関する規則に関連する特定事項にかかる文書全て	H19.12.10	477	不服申立以外のものも含め、大量の情報公開関連業務が集中していたため。	
	在日米軍関連文書(計4件)	H19.12.10	477	不服申立以外のものも含め、大量の情報公開関連業務が集中していたため。	
	「『極東』及びいわゆる『極東への周辺地域』に関する想定問答集」(S.56.1)	H19.12.10	477	不服申立以外のものも含め、大量の情報公開関連業務が集中していたため。	
	外務省が特定時期に消費した、ワインの本数、金額、銘柄、消費理由に関する資料	H20.1.31	425	不服申立以外のものも含め、大量の情報公開関連業務が集中していたため。	
「『極東』及びいわゆる『極東への周辺地域』に関する想定問答集」(S.56.1)	H20.3.5	391	不服申立以外のものも含め、大量の情報公開関連業務が集中していたため。		



行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
外務省	集団安全保障関連文書	H20.9.16	196	不服申立以外のものも含め、大量の情報公開関連業務が集中していたため。	
	「核兵器関連」に綴られている文書の全て	H20.9.16	196	不服申立以外のものも含め、大量の情報公開関連業務が集中していたため。	
	集団的自衛権に関連する特定ファイル (計2件)	H20.9.29	183	不服申立以外のものも含め、大量の情報公開関連業務が集中していたため。	
	防衛計画の大綱に関連する特定ファイル (計3件)	H20.10.2	180	不服申立以外のものも含め、大量の情報公開関連業務が集中していたため。	
	中期防に関連する特定ファイル (計4件)	H20.10.2	180	不服申立以外のものも含め、大量の情報公開関連業務が集中していたため。	
	防衛力整備に関連する特定ファイル (計5件)	H20.10.2	180	不服申立以外のものも含め、大量の情報公開関連業務が集中していたため。	
	イラクの大量破壊兵器関連特定ファイル (計2件)	H20.11.3	148	不服申立以外のものも含め、大量の情報公開関連業務が集中していたため。	
	「イラン」(1998年12月)	H20.12.24	97	不服申立以外のものも含め、大量の情報公開関連業務が集中していたため。	
	「中東(イラン・リビア・イスラエル)」(2000年01月)	H20.12.24	97	不服申立以外のものも含め、大量の情報公開関連業務が集中していたため。	
	国連憲章第7章に基づく『国連軍』への我が国の関与の仕方等に関する文書	H20.12.24	97	不服申立以外のものも含め、大量の情報公開関連業務が集中していたため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
国税庁	超過勤務命令簿平成13年1月から平成13年12月分まで(尾鷲税務署)の開示決定に係る不作為の審査請求(他 同旨14件)	H20.9.3	209	担当部門に不服申立て事案が集中し、事実確認に時間を要したため。	不作為事案のため諮問不要 H21.4.10審査請求却下
厚生労働省	特定福祉総合施設の補助金不正受給がわかる文書の不開示決定(不存在)に対して取り消しを求めるもの	H18.8.14	960	資料等情報収集及び対応方法の検討に時間を要したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	H21.5.28審査会へ諮問
	特定建設工事現場の事故に関する監督調査文書、改善計画書等の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H18.9.19	924	慎重な検討が必要であったこと、また、不服申立事案が集中するとともに、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定マンション新築工事に関して提出された保険関係成立届一式の一部不開示決定処分に対して変更処分の取り消しを求めるもの	H18.10.23	890	対応方法の検討に時間を要したため。	
	特定期間の特定労働基準監督署による石綿事業場に対する調査、監督等の復命書の不開示決定(一部不存在)に対して開示を請求するもの	H18.10.23	890	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定日特定労働基準監督署管内で発生、被災者が死亡した労災事故の災害調査復命書の一部開示決定に対して開示を求めるもの	H19.4.2	729	慎重な検討が必要であったこと、また、不服申立事案が集中するとともに、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定年度の労働者派遣事業関係指導監督記録のうち、管内の各行政機関を対象とした事案の不開示決定に対して取り消しを求めるもの	H19.4.3	728	所管業務が著しく多忙であったため。	
	偽装請負とされ是正指導を受けた事業所名と是正指導内容のわかる労働者派遣事業関係指導監督記録の不開示決定に対して取り消しを求めるもの	H19.4.3	728	所管業務が著しく多忙であったため。	
	特定日特定労働基準監督署管内で発生した労災死亡事故に係る調査復命書の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H19.6.1	669	慎重な検討が必要であったこと、また、不服申立事案が集中するとともに、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	ハローワークが特定センターに要望した職業訓練の内容が記載されたものの不開示決定(不存在)に対して取り消しを求めるもの	H19.6.8	662	所管業務が著しく多忙であったため。	H21.5.26審査会へ諮問

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
厚生労働省	特定個人に係る特定調査委員会報告の不開示決定に対して取り消しを求めるもの	H19.9.12	566	慎重な検討が必要であったこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定年度の特定部門への民間等からの特定研究について委託者等のわかる文書の不開示決定に対して開示を求めるもの	H19.9.18	560	慎重な検討が必要であったこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定研究課題別のデータの不開示決定に対して開示を求めるもの	H19.9.18	560	慎重な検討が必要であったこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定年度の特定部門への民間等からの特定研究について、委託者等の分かる文書の不開示決定に対して開示を求めるもの	H19.9.18	560	慎重な検討が必要であったこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定年度の特定部門への民間等からの特定研究について、委託者等の分かる文書の不開示決定に対して開示を求めるもの	H19.9.18	560	慎重な検討が必要であったこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定年度の特定部門への民間等からの特定研究について、委託者等の分かる文書の不開示決定に対して開示を求めるもの	H19.9.18	560	慎重な検討が必要であったこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定年度の特定部門への民間等からの特定研究について、委託者等の分かる文書の不開示決定に対して開示を求めるもの	H19.9.18	560	慎重な検討が必要であったこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定年度の特定部門への民間等からの特定研究について、委託者等の分かる文書の不開示決定に対して開示を求めるもの	H19.9.18	560	慎重な検討が必要であったこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定年月以降特定労働局等が保有する特定機構で発生したセクハラに関する文書等の不開示決定(不存在)に対して取り消しを求めるもの	H19.9.19	559	所管業務が著しく多忙であったため。	H21.5.26審査会へ諮問
	職業安定局の一般職業紹介業務取扱要領のうち緊要度等に関する全文書の一部開示決定に対して開示を求めるもの	H19.9.25	553	所管業務が著しく多忙であったため。	
特定労働局の特定年度の職員処分実績(処分説明書等)の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H19.9.26	552	業務多忙により、諮問準備に時間を要したため。		

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
厚生労働省	特定労働局の特定年度の職員処分実績(処分説明書等)の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H19.9.26	552	業務多忙により、諮問準備に時間を要したため。	
	特定労働局の特定年度の職員処分実績(処分説明書等)の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H19.9.26	552	業務多忙により、諮問準備に時間を要したため。	
	職業相談登録者の条件保持者は職安側が担当者制を設けなければならないとする監督官庁が決定した内容の分かるものの不開示決定(不存在)に対して開示を求めるもの	H19.10.1	547	所管業務が著しく多忙であったため。	
	特定日発生の特定会社に係る労働者志望災害に伴う処分内容書類の不開示決定(存否応答拒否)に対して取り消しを求めるもの	H19.11.14	503	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定日の報道発表資料「監督指導による賃金不払残業の是正結果」のもととなった資料の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H19.12.27	460	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定日の特定労働基準監督所管内で発生した事故に関する災害調査復命書の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H20.2.4	421	慎重な検討が必要であったこと、また、不服申立事案が集中するとともに、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定年度の特定学園に対して特定労働局が実施した雇用保険の適用の加入指導の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H20.2.6	419	所管業務が著しく多忙であったため。	
	特定年度の特定学園に対して特定労働局が実施した雇用保険の適用の加入指導の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H20.2.6	419	所管業務が著しく多忙であったため。	
	特定年度の特定学園に対して特定労働局が実施した雇用保険の適用の加入指導の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H20.2.6	419	所管業務が著しく多忙であったため。	
特定日に特定会社が特定労働基準監督署に提出した労働災害防止対策書の不開示決定に対して取り消しを求めるもの	H20.2.21	404	慎重な検討が必要であったこと、また、不服申立事案が集中するとともに、所管業務が著しく繁忙であったため。	H21.4.14審査会へ諮問	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
厚生労働省	特定労働基準監督署が受理した建設業についての保険関係成立届の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H20.3.17	379	他の所管する業務が著しく多忙であったため。また、不服申立て内容の事実確認に時間を要したため。	
	特定労働基準監督署が受理した建設業についての一括有期事業開始届の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H20.3.17	379	他の所管する業務が著しく多忙であったため。また、不服申立て内容の事実確認に時間を要したため。	
	特定労働基準監督署が受理した建設業についての特定元方事業開始報告の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H20.3.17	379	慎重な検討が必要であったこと、また、不服申立事案が集中するとともに、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定日の特定作業所内の事故に関して、国が行った行政指導についての資料の不開示決定(存否応答拒否)に対して開示を求めるもの	H20.3.19	377	慎重な検討が必要であったこと、また、不服申立事案が集中するとともに、所管業務が著しく繁忙であったため。	H21.4.22審査会へ諮問
	特定企業の特定製剤に係る検査結果の不開示決定に対して開示を求めるもの	H20.4.2	363	現在、作業途中で集計結果が出ていない文書に対する開示請求のため。	
	特定日の特定施設建設工事における4社に対する是正勧告書の不開示決定に対して開示を求めるもの	H20.4.30	335	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定労働基準監督署において特定年月に交付した特定法人に対する臨検監督に関する是正勧告書の不開示決定に対して取り消しを求めるもの	H20.5.12	323	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	行政文書開示請求書に対する文書一式(特定年度に受理した一番最初のもの等)の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H20.5.13	322	業務多忙により、諮問準備に時間を要したため。	
	特定労働基準監督署が特定期間に実施した特定会社における労働基準法第32条違反に対する指導に関する一連書類の不開示決定に対して開示を求めるもの	H20.5.28	307	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
特定期間に特定労働基準監督署が交付した行政指導文書(指導票等)の控えとそれに関する監督復命書及び是正報告書の写しの一部不開示決定に対して取り消しを求めるもの	H20.6.2	302	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。		

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
厚生労働省	特定労働基準監督署の特定年度監督復命書綴のうち措置の欄が甲を選択されているものの一部不開示決定に対して取り消しを求めるもの	H20.6.2	302	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定会社に係る雇用保険適用事業所設置届の添付書類のうち原罪事項全部説明書の一部不開示決定に対して取り消しを求めるもの	H20.6.12	292	所管業務が著しく多忙であったため。	
	特定年度の雇用保険審査参与の推せんに関わる特定労働組合についての組織状況、性格等について記載した文書の一部不開示決定に対して取り消しを求めるもの	H20.5.16	319	所管業務が著しく多忙であったため。	
	高齢者雇用安定法に基づく特に5条・40条にある関係団体への指導援助について各労働局又は自治体の問い合わせ及び回答文書等の不開示決定(不存在)に対して取り消しを求めるもの	H20.6.23	281	所管業務が著しく多忙であったため。	
	特定年度柔道整復師学校養成所報告のうち損益計算書及び教員名簿の一部不開示決定に対して開示を求めるもの	H20.7.4	270	著しく大量な対象文書について、その情報収集及び開示箇所の検討・決定等に時間を要しているため。また、不服申立事案以外の所管業務が繁忙であるため。	
	特定年度柔道整復師学校養成所報告のうち損益計算書等の一部不開示決定に対して開示を求めるもの	H20.7.4	270	著しく大量な対象文書について、その情報収集及び開示箇所の検討・決定等に時間を要しているため。また、不服申立事案以外の所管業務が繁忙であるため。	
	「特定日付人事異動内示一覧(労働基準行政系統)」等の一部不開示決定に対する一部不開示を求めるもの	H20.8.15	228	業務多忙により、諮問準備に時間を要したため。	
	特定年度柔道整復師学校養成所報告のうち損益計算書等の一部不開示決定に対して取り消しを求めるもの	H20.8.20	223	著しく大量な対象文書について、その情報収集及び開示箇所の検討・決定等に時間を要しているため。また、不服申立事案以外の所管業務が繁忙であるため。	
	特定期間における特定会社での石綿の取扱い、ないし石綿製品の製造作業に関して行った調査等にかかる文書の一部不開示決定に対して取り消しを求めるもの	H20.8.27	216	慎重な検討が必要であったこと、また、不服申立事案が集中するとともに、所管業務が著しく繁忙であったため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
厚生労働省	特定日に発生した労災に関する災害調査復命書の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H20.9.19	193	慎重な検討が必要であったこと、また、不服申立事案が集中するとともに、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定労働基準監督署担当者から交付された是正勧告書等の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H20.10.7	175	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定日に特定地方自治体の建設現場でクレーンに落雷事故があった事件について事業者へ報告を求めた文書の不開示決定に対して取り消しを求めるもの	H20.11.11	140	慎重な検討が必要であったこと、また、不服申立事案が集中するとともに、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定個人に対する精神病患者の特定地方自治体の監査のあり方に関する国の指導文書等の不開示決定(存否応答拒否)に対して開示を求めるもの	H20.10.27	155	不服申立書の内容が不明確であり、その確認に時間を要しているため。また、関係部署との調整や、業務繁忙により、諮問準備に時間を要しているため。	
	特定地方自治体の監査に対し台帳記録を各省庁連携の下精神疾患名のラベリングに加担した指示文書等の不開示決定(不存在)に対して開示を求めるもの	H20.10.27	155	不服申立書の内容が不明確であり、その確認に時間を要しているため。また、関係部署との調整や、業務繁忙により、諮問準備に時間を要しているため。	
	特定年度の特定労働局長あてに提出された最低賃金提供除外申請書及びその調査書の一部不開示決定に対して一部開示を求めるもの	H20.11.10	141	所管業務が著しく多忙であったため。	
	特定労働局ホームページに係る個人情報流出関係の削除経緯文書および特定年度以降の件数の不開示決定(不存在)に対して開示を求めるもの	H20.12.17	104	業務多忙により、諮問準備に時間を要したため。	
	特定期間の労災保険給付事務の手続きについて定めた文書の不開示決定(不存在)に対して取り消しを求めるもの	H20.12.26	95	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。	
	保険給付記録票の廃止について通知した文書の不開示決定(不存在)に対して取り消しを求めるもの	H20.12.26	95	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
社会保険庁	社会保険庁長官が市町村に滞納処分を請求した文書の不開示決定に関する件	H19.11.19	498	所管業務が著しく多忙であったため。	
	国民年金の台帳等の一部開示決定に関する件	H19.12.10	477	所管業務が著しく多忙であったため。	
	医療機関を立入検査した資料の不開示決定に関する件	H20.5.20	315	所管業務が著しく多忙であったため。	
	障害基礎年金審査マニュアル等の不開示決定(不存在)に関する件	H20.5.30	305	所管業務が著しく多忙であったため。	
	柔道整復施術療養支給申請総括表の一部開示決定に関する件	H20.6.20	284	所管業務が著しく多忙であったため。	
	健康保険・厚生年金被保険者月額算定基礎届の一部開示決定に関する件	H20.7.2	272	所管業務が著しく多忙であったため。	
	保険料収納状況照会回答票の一部開示決定に関する件	H20.7.2	272	所管業務が著しく多忙であったため。	
	個別指導実施結果等の一部開示決定に関する件	H20.7.8	266	所管業務が著しく多忙であったため。	
国土交通省	①特定法人の確認検査機関登記簿謄本及び役員変更届出書(略歴書、身分証明書及び登記されていないことの証明書は除く)②審査請求説明資料のうち打合せ記録を除いたものの一部開示決定に関する件	H17.11.20	1227	担当部署が建築基準法令等の改正・施行準備業務及び円滑施行に係る各種対応と重なったことなど構造計算書偽装問題等への対応により、著しく繁忙であるため。	
	①特定法人の確認検査機関登記簿謄本及び役員変更届出書のうち略歴書、身分証明書及び登記されていないことの証明書②審査請求説明資料のうち打合せ記録の不開示決定に関する件	H17.11.20	1227	担当部署が建築基準法令等の改正・施行準備業務及び円滑施行に係る各種対応と重なったことなど構造計算書偽装問題等への対応により、著しく繁忙であるため。	



行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
国土交通省	特定個人に係る建築基準適合判定資格者登録簿の不開示決定(存否応答拒否)に関する件	H17.11.20	1227	担当部署が建築基準法令等の改正・施行準備業務及び円滑施行に係る各種対応と重なったことなど構造計算書偽装問題等への対応により、著しく繁忙であるため。	
	2005年7月22日付特定法人提出資料の不開示決定に関する件	H17.12.25	1192	担当部署が建築基準法令等の改正・施行準備業務及び円滑施行に係る各種対応と重なったことなど構造計算書偽装問題等への対応により、著しく繁忙であるため。	
	特定法人より建設大臣宛に提出された「建築基準法第38条に基づく認定申請書」等の不開示決定に関する件	H18.10.6	907	担当部署が建築基準法令等の改正・施行準備業務及び円滑施行に係る各種対応と重なったことなど構造計算書偽装問題等への対応により、著しく繁忙であるため。	
	総務省行政評価局行政相談課からの照会に対する回答作成のための報告文書の不開示(不存在)に関する件	H18.10.31	882	文書の不存在に対する事案であり、当該文書の探索作業などの事実関係の確認に時間を要しているため。	H21.7.16 申立て認容
	H18.9.6に開示決定された文書(国住指第1616～1617号)が真正な文書であるか否かの異議に関する件	H18.11.2	880	担当部署が建築基準法令等の改正・施行準備業務及び円滑施行に係る各種対応と重なったことなど構造計算書偽装問題等への対応により、著しく繁忙であるため。	
	指定確認検査機関指定申請書及び添付書類の開示決定に関する件	H18.11.25	857	担当部署が建築基準法令等の改正・施行準備業務及び円滑施行に係る各種対応と重なったことなど構造計算書偽装問題等への対応により、著しく繁忙であるため。	
	特定物件に関連して都道府県から受けた文書の不開示決定に関する件	H18.12.3	849	担当部署が建築基準法令等の改正・施行準備業務及び円滑施行に係る各種対応と重なったことなど構造計算書偽装問題等への対応により、著しく繁忙であるため。	
	指定法人業務の状況に関する報告(研修会受講者数・苦情相談数)文書の一部開示決定に関する件	H19.1.22	799	担当部署が建築士法令等の改正・施行準備業務及び円滑施行に係る各種対応と重なったことなど構造計算書偽装問題等への対応により、著しく繁忙であるため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
国土交通省	積算に用いる統一材料単価及び建築機械賃料の開示決定に関する件【第三者からの開示取消の申立て】	H19.1.25	796	第三者機関からの開示取り消し申し立てを受けたことから、第三者機関及び担当整備局と慎重に協議を重ねた結果、対応に時間を要したため。	
	積算に用いる統一材料単価及び建築機械賃料の開示決定に関する件【第三者からの開示取消の申立て】	H19.1.29	792	第三者機関からの開示取り消し申し立てを受けたことから、第三者機関及び担当整備局と慎重に協議を重ねた結果、対応に時間を要したため。	
	横浜地裁 平成14年(行ウ)第16号 建築確認処分取消請求事件に関連して、特定指定確認検査機関から受けた文書の不開示決定に関する件	H19.4.28	703	担当部署が建築基準法令等の改正・施行準備業務及び円滑施行に係る各種対応と重なったことなど構造計算書偽装問題等への対応により、著しく繁忙であるため。	
	用地買収における特定地番の「鑑定評価書」の不開示決定に関する件	H19.5.11	690	関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
	特定国道にかかる「道路工事施行承認申請書」及び「沿道掘削施工協議書」の一部開示に関する件	H19.6.3	667	道路法施行令改正の業務と重なり、著しく繁忙であったこと。また、開示可否の精査及び関係部署との意見調整に時間を要しているため。	H21.6.3 申立て認容
	指定確認検査機関指定申請書及び添付書類の一部開示決定に関する件	H19.6.19	651	担当部署が建築基準法令等の改正・施行準備業務及び円滑施行に係る各種対応と重なったことなど構造計算書偽装問題等への対応により、著しく繁忙であるため。	
	特定道路危険物処理に関する有識者委員会資料の開示決定に関する件	H19.7.10	630	関係資料すべてについて、東京地検に押収されており、該当する資料が不在のため。	
	特定トンネルに関するすべての情報に係る文書の一部開示決定に関する件	H20.5.11	324	不服申立ての事案について、不服申立人との内容確認に時間を要しているため。	
	近畿運輸局鉄道部技術課の特定職員の引継ぎに係る一切の文書の不開示(不存在)決定に関する件	H20.5.26	309	同一不服申立人から立て続けに複数の不服申立てを受けているため、それらと併せた慎重な検討を行う必要があるため。	H21.4.23 審査会へ諮問
近畿運輸局鉄道部技術課長の引継ぎに係る一切の文書の一部開示決定に関する件	H20.6.6	298	同一不服申立人から立て続けに複数の不服申立てを受けているため、それらと併せた慎重な検討を行う必要があるため。	H21.4.23 審査会へ諮問	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
国土交通省	改善措置勧告申立書に関し、作成された起案文書等の不開示決定(存否応答拒否)に関する件	H20.10.23	159	慎重な検討が必要であったこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	建設業法に基づく報告聴取文書及び同文書により関係建設会社から報告を受けた文書の一部開示決定に関する件	H20.11.2	149	開示可否を精査すべき文書が大量(201枚)であり、また、関係機関との調整に時間を要しているため。	
	特定事業者から受けた防耐火関連の構造方法等の認定に係る実態調査報告書の一部開示決定に関する件	H20.11.6	145	防火設備の性能試験における不正受験等に係る業務と重なり、著しく繁忙であったため。また、不服申立書の趣旨に不明な点があり、その確認等に時間を要しているため。	
	特定国道改築工事に伴う特定区間の用地買収に関する文書の一部開示決定に関する件	H20.11.13	138	開示可否の精査及び関係部署との意見調整に時間を要しているため。	H21.6.11 審査会へ諮問
	特定建築物に係る調査報告書等の一部開示決定に関する件	H20.12.25	96	処分庁に対する追加開示の指示において、審査請求人の要求文書の特定作業に時間を要したため。また開示可否を精査すべき文書が大量(277枚)であり、検討に時間を要しているため。	
防衛省	有事法制検討会議に係る全文書	H15.6.10	2,121	異議申立てを受け審査会に諮問した(17. 9.9付け)が、その後、諮問を取下げ(19. 6.26付け)、新たに特定した行政文書が大量(約800枚)であり、当該行政文書の開示・不開示の判断に時間を要しているため。	

○今年度に行った裁決・決定のうち、審査会の答申を受けた事案に係るものであって、答申を受けた日から裁決・決定までに60日超を要したものの(資料10)

行政機関名	件名	答申年月日	裁決・決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
内閣官房	WG-2第1回会合配布資料の不開示決定に関する件	H17.3.15	H20.7.16	1219	業務多忙により、答申を受けた後、採決・決定に時間を要したため。
	WG-2第1回会合の会議議事概要の一部開示決定に関する件	H17.3.15	H20.7.16	1219	業務多忙により、答申を受けた後、採決・決定に時間を要したため。
	WG-2第1回会合配布資料の不開示決定に関する件	H17.3.15	H20.7.16	1219	業務多忙により、答申を受けた後、採決・決定に時間を要したため。
	橋本総理から研究・検討が指示された緊急事態が発生した場合の対応策に関する全文書(閣副安危第98-1号～第98-11号において特定された文書、及びそれ以降に作成又は収集された文書の全て)※同件名であり一括して対応する事案(計10件)	H18.2.21	H20.7.16	876	業務多忙により、答申を受けた後、採決・決定に時間を要したため。
	「行政機関の保有する情報の公開に関する法律第18条に基づく情報公開審査会への諮問及び第19条に基づく不服申立人への諮問の通知について」の一部開示決定に関する件(文書の特定)	H17.3.11	H20.7.16	1223	業務多忙により、答申を受けた後、採決・決定に時間を要したため。
	平成16年3月5日付け閣副安危第98-1号から第98-11号までを分類・整理した文書の不開示決定(不存在)に関する件	H17.3.15	H20.7.16	1219	業務多忙により、答申を受けた後、採決・決定に時間を要したため。
	「自衛隊が多国籍軍の中で活動する場合の活動のあり方に関する米国、英国との了解について」でいう「事前にそれぞれの政府部内で正式な検討」にかかわる文書の不開示決定(不存在)に関する件	H17.3.8	H20.7.16	1226	業務多忙により、答申を受けた後、採決・決定に時間を要したため。
	潜水艦による領海侵犯事案に係る事案関連地図等の一部開示決定に関する件	H17.6.28	H20.7.16	1114	業務多忙により、答申を受けた後、採決・決定に時間を要したため。
	有事法制第3分類に関する文書の不開示決定に関する件	H18.12.19	H20.7.16	575	業務多忙により、答申を受けた後、採決・決定に時間を要したため。

行政機関名	件名	答申年月日	裁決・決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
内閣官房	内閣広報官において国税庁における週休日の開庁について検討した文書の不開示決定(不存在)に関する件	H17.4.18	H20.7.16	1185	業務多忙により、答申を受けた後、採決・決定に時間を要したため。
	第3回国防会議関係資料の不開示決定に関する件	H17.10.12	H20.7.16	1008	業務多忙により、答申を受けた後、採決・決定に時間を要したため。
	「我が国の国際平和協力の在り方についての検討状況」の不開示決定に関する件	H18.2.7	H20.7.16	890	業務多忙により、答申を受けた後、採決・決定に時間を要したため。
	「国際平和協力において自衛隊が実施する安全確保任務について」の不開示決定(存否応答拒否)に関する件	H18.5.16	H20.7.16	792	業務多忙により、答申を受けた後、採決・決定に時間を要したため。
	特定新聞が報じた日本の核政策に関する基礎的研究に係る文書の不開示決定(不存在)に関する件	H19.3.15	H20.7.16	489	業務多忙により、答申を受けた後、採決・決定に時間を要したため。
警察庁	平成11年度の総理府一般会計証明書類警察関係すべての一部開示決定	H20.11.5	H21.1.22	78	決定をするに当たり、慎重な検討が必要であったため。
法務省	「矯正施設職員の旅費水増し請求に係る旅費請求書、航空半券及び領収書(特定少年院分)」の不開示決定に関する件	H20.9.16	H20.12.3	78	他の複数の情報公開案件の処理と重なったため。
	特定少年鑑別所の平成17年度の旅費不正受領に係る旅費請求書等の不開示決定に関する件	H20.9.16	H20.12.3	78	他の複数の情報公開案件の処理と重なったため。
	障害者任免状況通知書の部分開示決定に関する件	H20.3.31	H20.7.7	98	担当部署の業務繁忙期と重なったため、処理までに時間を費やしたため。
検察庁	名古屋地方検察庁における平成12年度から16年度までの間の航空機を利用した旅費に関する旅費請求書等の一部開示決定に関する件	H20.9.16	H20.12.9	84	答申後、裁決に向けた検討に時間を要したため。
外務省	イラクの大量破壊兵器関連特定ファイル(計2件)	H18.7.20	H20.7.9	720	所掌事務が繁忙な時期が継続し、作業に必要な時間を十分に割くことができなかったため。
	イランのミサイル開発関連特定ファイル	H18.7.20	H20.7.9	720	所掌事務が繁忙な時期が継続し、作業に必要な時間を十分に割くことができなかったため。
	「米国防関係基本資料集」(平成14年9月 北米局日米安全保障条約課)の改訂版	H20.4.15	H20.8.27	134	不服申立以外のものも含め、大量の情報公開関連業務が集中していたため。

行政機関名	件名	答申年月日	裁決・決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
外務省	特定公館における査証申請に係る特定文書	H20.6.3	H20.8.13	71	所掌事務が繁忙な時期が継続し、作業に必要な時間を十分に割くことができなかったため。
厚生労働省	特定労働基準監督署に提出された労働者死傷病報告の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H17.12.8	H20.7.24	959	慎重な検討が必要であったこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定期間の養護施設、救護院での体罰報告書の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H17.3.31	H20.8.6	1224	所管業務が著しく多忙であったため。
	特定施設での体罰報告書の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H17.3.31	H20.8.6	1224	所管業務が著しく多忙であったため。
	特定施設における特定事故の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H16.11.19	H20.8.6	1356	所管業務が著しく多忙であったため。
	特定施設における無断外出顛末の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H16.11.19	H20.8.6	1356	所管業務が著しく多忙であったため。
	特定職業安定所の雇用保険被保険者離職票(特定年月日、特定番号)の存否応答拒否に対して取り消しを求めるもの	H18.2.23	H20.5.29	826	所管業務が著しく多忙であったため。
	特定年度に特定労働局管内で送検された全ての司法事件一覧表の一部開示決定に対して取り消しを求めたもの	H20.3.27	H20.9.30	187	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく多忙であったため。
	特定年度に特定労働局が法違反企業名を公表した資料の全部開示決定に対して対象文書がほかにも存在するとして開示を求めるもの	H19.11.15	H20.9.30	320	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく多忙であったため。
	特定年度に特定労働局管内で送検された全ての司法事件一覧表の一部開示決定に対して取り消しを求めたもの	H20.3.27	H20.9.30	187	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく多忙であったため。
	特定年度に特定労働局管内で送検された全ての司法事件一覧表の一部開示決定に対して取り消しを求めたもの	H20.3.27	H20.9.30	187	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく多忙であったため。
特定証書番号に係る年金給付決定関係文書の不開示決定に対して開示を求めるもの	H19.11.22	H20.6.6	197	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。	

行政機関名	件名	答申年月日	裁決・決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
厚生労働省	特定企業の労働者派遣法臨検調査の指導記録の不開示決定に対して開示を求めるもの	H17.11.9	H20.5.8	911	所管業務が著しく多忙であったため。
	特定年度の特定労働局管内の送検された全ての司法処理事件情報一覧の一部開示決定に対して取り消しを求めたもの	H20.3.27	H20.9.30	187	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく多忙であったため。
	特定年度の特定労働局管内の送検された全ての司法処理事件情報一覧の一部開示決定に対して取り消しを求めたもの	H20.3.27	H20.9.30	187	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく多忙であったため。
	特定年度の特定労働局管内の送検された全ての司法処理事件情報一覧の一部開示決定に対して取り消しを求めたもの	H20.3.27	H20.9.30	187	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく多忙であったため。
	特定会社に出された特定労働基準監督署の指導文書の不開示決定に対して取り消しを求めたもの	H20.6.19	H20.9.4	77	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく多忙であったため。
	特定会社に出された特定労働基準監督署の是正勧告文書の不開示決定に対して取り消しを求めたもの	H20.6.19	H20.9.4	77	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく多忙であったため。
	特定個人が依頼した派遣法違反の調査及び是正指導内容の存否応答拒否に対して取り消しを求めるもの	H18.4.19	H20.5.8	750	所管業務が著しく多忙であったため。
	労働者派遣法違反の調査及び是正指導内容の存否応答拒否に対して取り消しを求めるもの	H17.12.21	H20.5.8	869	所管業務が著しく多忙であったため。
	特定会社に出された特定労働基準監督署の是正勧告文書の不開示決定に対して取り消しを求めるもの	H20.6.19	H20.9.4	77	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく多忙であったため。
	特定会社に出された特定労働基準監督署の指導文書の不開示決定に対して取り消しを求めるもの	H20.6.19	H20.9.4	77	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく多忙であったため。
	特定年度の司法処理事件情報一覧表の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H20.3.27	H20.9.30	187	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく多忙であったため。
	特定年度の司法処理事件情報一覧表の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H20.3.27	H20.9.30	187	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく多忙であったため。

行政機関名	件名	答申年月日	裁決・決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
厚生労働省	特定年度の司法事件情報一覧表の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H20.3.27	H20.9.30	187	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく多忙であったため。
	特定年度の司法事件情報一覧表の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H20.3.27	H20.9.30	187	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく多忙であったため。
	特定年度の司法事件情報一覧表の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H20.3.27	H20.9.30	187	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく多忙であったため。
	特定住宅工事に対する苦情がわかる文書の存否応答拒否に対して取り消しを求めるもの	H18.3.15	H20.7.24	862	慎重な検討が必要であったこと、また、不服申立事案が集中するとともに、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定年度の司法事件情報一覧表の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H20.3.27	H20.9.30	187	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく多忙であったため。
	特定年度の司法事件情報一覧表の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H20.3.27	H20.9.30	187	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく多忙であったため。
	特定年度の司法事件情報一覧表の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H20.3.27	H20.9.30	187	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく多忙であったため。
	特定年度の司法事件情報一覧表の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H20.3.27	H20.9.30	187	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく多忙であったため。
	特定年度の司法事件情報一覧表の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H20.3.27	H20.9.30	187	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく多忙であったため。
	特定学校法人の指定保育士養成施設指定申請書等の文書の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H19.9.18	H20.12.24	463	所管業務が著しく多忙であったため。
	特定労働基準監督署受付の建設工事計画届の添付書類の不開示決定に対して開示を求めるもの	H20.2.28	H20.7.29	152	慎重な検討が必要であったこと、また、不服申立事案が集中するとともに、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定事業所から提出された「時間外および休日労働に関する協定届」の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H20.10.30	H21.1.13	75	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく多忙であったため。
特定法人に対する是正勧告書等の不開示決定に対して開示を求めるもの	H20.6.19	H20.9.4	77	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく多忙であったため。	



行政機関名	件名	答申年月日	裁決・決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
厚生労働省	特定会社に対する偽装請負についての指導文書の不開示決定(存否応答拒否)に対して取り消しを求めるもの	H20.12.4	H21.3.31	117	所管業務が著しく多忙であったため。
	特定会社に対し労働者派遣法違反で指導を行った際の資料の不開示決定に対して取り消しを求めるもの	H20.12.4	H21.3.31	117	所管業務が著しく多忙であったため。
	特定センターのホームページに関して監督官庁が委託している内容を示す文書等の一部開示決定に対して他の文書の開示を求めるもの	H20.1.24	H20.4.7	74	答申後、決定に向けた検討に時間を要したため。
	特定障害等の認定方法について詳細に記載した文書等の不開示決定(不存在)に対して取り消しを求めるもの	H20.2.21	H20.7.9	139	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。
	特定医薬品に係る医薬品製造許可申請書の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H20.3.21	H20.9.5	168	答申後、決定に向けた検討に時間を要したため。
	特定労働局が特定年度に障害者雇用率未達成企業に指導した文書の不開示決定に対して取り消しを求めるもの	H20.12.18	H21.2.18	62	業務多忙により、時間を要したため。
	特定労働局が特定年度に障害者雇用率未達成企業に指導した文書の不開示決定に対して取り消しを求めるもの	H20.12.18	H21.2.18	62	業務多忙により、時間を要したため。
	特定労働局が特定年度に障害者雇用率未達成企業に指導した文書の不開示決定に対して取り消しを求めるもの	H20.12.18	H21.2.18	62	業務多忙により、時間を要したため。
	特定労働局が特定年度に障害者雇用率未達成企業に指導した文書の不開示決定に対して取り消しを求めるもの	H20.12.18	H21.2.18	62	業務多忙により、時間を要したため。
	特定労働局が特定年度に障害者雇用率未達成企業に指導した文書の不開示決定に対して取り消しを求めるもの	H20.12.18	H21.2.18	62	業務多忙により、時間を要したため。
特定会社に対する派遣事業関係指導記録の不開示決定(存否応答拒否)に対して取り消しを求めるもの	H20.12.4	H21.3.31	117	所管業務が著しく多忙であったため。	

行政機関名	件名	答申年月日	裁決・決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
厚生労働省	労災保険行政一般に関する手引通達類の一覧表の不開示決定(不存在)に対して取り消しを求めるもの	H20.3.21	H20.7.31	132	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。
	特定財団法人に関する文書の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H20.8.7	H20.10.7	61	所管業務が著しく多忙であったため。
	特定医療機器に係る医療機器製造販売承認事項一部変更承認申請書等の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H20.3.6	H20.5.9	64	答申後、決定に向けた検討に時間を要したため。
	地方最低賃金審議会に関する基発第545号(昭和36年)に関連する文書の開示決定に対して取り消しを求めるもの	H21.1.21	H21.3.24	62	所管業務が著しく多忙であったため。
防衛省	訓練資料「演習対抗部隊(第1部)」等	H20.3.11	H20.6.12	93	答申において開示すべきとされた部分について、開示の可否に係る検討に時間を要したため。
会計検査院	会計検査院事務総長が平成18年10月に特定番号で受け付けた行政文書開示請求に対する不開示決定に関する件外1件(平成19年(情)諮問第3号、同4号)	H20.3.28	H20.9.2	158	不服申立人から行政不服審査法第25条第1項ただし書に基づく口頭意見陳述の申立てが行われ、答申後、その実施に係る手続等に時間を要したため。
	会計検査院事務総長が平成19年12月に特定番号で受け付けた行政文書開示請求に対する不開示決定に関する件外2件(平成20年(情)諮問第3号、同4号、同5号)	H20.11.10	H21.2.4	86	不服申立人から行政不服審査法第25条第1項ただし書に基づく口頭意見陳述の申立てが行われ、答申後、その実施に係る手続等に時間を要したため。

○調査日現在、審査会の答申を受けて裁決・決定の準備中である事案のうち、答申を受けてから既に60日超を経過しているもの(資料11)

行政機関名	件名	答申年月日	経過日数	60日以内に裁決・決定ができなかった特段の事情	備考
警察庁	警視庁等係る総理府所管一般会計の計算証明書類のうち支出証拠書類等の一部開示決定等(計6件)	H18.10.17	896	答申の内容に沿った決定をするに当たり、文書が大量(約21万枚)であり、その精査、確認作業等に時間を要しているため。	
法務省	福岡拘置所の特定独居内に設置されている特殊な畳等の畳内部の構造上のすべてが分かる図面等の不開示決定に関する件	H19.3.30	732	通常業務繁忙のため、処理までに時間を費やしているため。	
	東京拘置所に係る「総合監視システム概要」等の一部開示決定に関する件	H20.2.22	403	通常業務繁忙のため、処理までに時間を費やしているため。	
	東京拘置所に係る「非常電鈴設備系統図」等の一部開示決定に関する件	H20.2.22	403	通常業務繁忙のため、処理までに時間を費やしているため。	
外務省	特定年度の特定公館の特定会計経費に関する文書(計3件)	H16.2.10	1876	不服申立以外のもも含め、大量の情報公開関連業務が集中していたため。	
	特定時期の在外公館赴任に際しての贈呈品購入等(計5件)	H16.3.9	1848	不服申立以外のもも含め、大量の情報公開関連業務が集中していたため。	
	1997年3月の特定公館の特定会計経費に関する文書(計3件)	H16.3.9	1848	不服申立以外のもも含め、大量の情報公開関連業務が集中していたため。	
	特定時期の特定会計経費について(計5件)	H16.3.31	1826	不服申立以外のもも含め、大量の情報公開関連業務が集中していたため。	
	特定会計経費に関する特定期間におけるガイドライン	H16.3.31	1826	不服申立以外のもも含め、大量の情報公開関連業務が集中していたため。	
	特定会計経費支出に関する文書(計2件)	H16.4.20	1806	不服申立以外のもも含め、大量の情報公開関連業務が集中していたため。	
	特定職員、特定会計経費に関する文書(計3件)	H16.4.20	1806	不服申立以外のもも含め、大量の情報公開関連業務が集中していたため。	

行政機関名	件名	答申年月日	経過日数	60日以内に裁決・決定ができなかった特段の事情	備考
外務省	平成12年2月及び3月に支出された特定会計経費関連文書	H16.5.18	1778	不服申立以外のものも含め、大量の情報公開関連業務が集中していたため。	
	特定会計経費関連文書	H16.5.18	1778	不服申立以外のものも含め、大量の情報公開関連業務が集中していたため。	
	北方領土関連文書	H16.6.22	1743	所掌事務が繁忙な時期が継続し、作業に必要な時間を十分に割くことができなかったため。	
	特定時期の特定会計経費について(計5件)	H16.7.27	1708	不服申立以外のものも含め、大量の情報公開関連業務が集中していたため。	
	「北朝鮮1」	H17.9.13	1295	不服申立以外のものも含め、大量の情報公開関連業務が集中していたため。	
	1958年10月の岸首相、藤山外相とマッカーサー米駐日大使との間で行われた会談記録等(計2件)	H18.4.21	1075	不服申立以外のものも含め、大量の情報公開関連業務が集中していたため。	
	日米地位協定合同委員会提出メモ	H20.1.22	434	所掌事務が繁忙な時期が継続し、作業に必要な時間を十分に割くことができなかったため。	
厚生労働省	特定医薬品の医薬品製造承認申請書等の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H20.12.18	103	答申後、決定に向けた検討に時間を要したため。	H21.5.12決定
	特定医薬品の医薬品製造承認申請書等の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H20.12.18	103	答申後、決定に向けた検討に時間を要したため。	H21.5.12決定
	特定医療用具の医療用具製造承認申請書等の一部開示決定に対して取り消しを求めるもの	H20.10.16	166	答申後、決定に向けた検討に時間を要したため。	H21.5.12決定
社会保険庁	医療機関に対する個別指導等の文書の不開示決定に関する件	H20.10.2	180	所管業務が著しく多忙であったため。	
	年金受給に関する通知の不開示に関する件	H20.9.11	201	所管業務が著しく多忙であったため。	
	障害年金に係る医師の診断書の不開示に関する件	H20.6.26	278	所管業務が著しく多忙であったため。	

行政機関名	件名	答申年月日	経過日数	60日以内に裁決・決定ができなかった特段の事情	備考
防衛省	平成13年12月から平成14年3月までの護衛艦くらまの航泊日誌	H19.10.16	532	開示の可否に係る検討に時間を要しているため。	
	平成13年12月から平成14年3月までの護衛艦きりさめの航泊日誌	H19.10.16	532	開示の可否に係る検討に時間を要しているため。	
	平成13年12月から平成14年4月までの護衛艦さわぎりの航泊日誌	H19.10.16	532	開示の可否に係る検討に時間を要しているため。	
	平成13年12月から平成14年4月までの補給艦とわだの航泊日誌	H19.10.16	532	開示の可否に係る検討に時間を要しているため。	
	平成13年11月及び12月までの掃海母艦うらがの航泊日誌	H19.10.16	532	開示の可否に係る検討に時間を要しているため。	

<資料 12>

情報公開に関する訴訟に係る判決の概要

○情報公開に関する訴訟に係る判決の概要(資料12)

<第1審>

行政機関名	裁判所	事件番号	行政庁	判決年月日	事件の概要	判決区分	備考
法務省	福岡地裁	19(行ウ)28	福岡矯正管区長	H20.4.22	<留置証明書交付等請求事件> 大分刑務所にある原告の身分帳簿の開示請求について、法8条により不開示とした処分の取消しを求めたもの。	請求棄却	判決確定
	東京地裁	19(行ウ)617	法務大臣	H20.5.23	<行政文書不開示処分取消等請求事件> 加古川刑務所に収監されている原告のした人権救済申立て等に関する文書の開示請求に対して、法5条1号により不開示とした処分の取消しを求めたもの。	訴え却下	訴え提起の手数料等の不納付 判決確定
	名古屋地裁	20(行ウ)9	名古屋矯正管区長	H20.7.30	<行政文書不開示決定処分取消請求事件> 原告の開示請求について、権利濫用を理由として不開示とした処分の取消しを求めたもの。	請求棄却	判決確定
外務省	仙台地裁	19(行ウ)13	外務大臣	H20.7.15	<不作為の違法確認等請求事件> 外務省が対象文書が大量であることを理由に2年間の期限延長をしたことを不服として提起されたもの。	請求棄却	原告控訴 仙台高裁20(行コ)22
財務省	東京地裁	①19(行ウ)712 ②20(行ウ)432	財務大臣	H20.11.28	①<資料不開示決定処分取消請求事件> ②<訴えの追加的併合申立事件> 昭和財政史編纂資料について、行政文書に係る廃棄の記録を含め保有していないとして不開示とした処分の取消しを求めたもの。	請求棄却	原告控訴 東京高裁20(行コ)436
国税庁	岡山地裁	18(行ウ)13	岡山東税務署長	H21.3.24	<行政文書不開示決定取消請求事件> 所得税及び法人税に係る異議決定書について、法第5条第1号、第2号及び第6号により一部開示とした処分の一部取消しを求めたもの	請求棄却	原告控訴 広島高裁岡山支部21(行コ)8

行政機関名	裁判所	事件番号	行政庁	判決年月日	事件の概要	判決区分	備考
厚生労働省	東京地裁	19(行ウ)38	東京労働局	H20.4.22	<行政文書不開示決定取消請求事件> 時間外労働等の届出文書について法第5条第1号、2号イ、4号及び6号により不開示とした処分の取消しを求めたもの。	請求棄却	判決確定
	東京地裁	20(行ウ)176	沖縄労働局	H20.11.27	<行政文書不開示決定取消請求事件> 是正勧告書等について法第5条第2号イ、4号及び6号により不開示とした処分の取消しを求めたもの。	請求棄却	判決確定
	東京地裁	20(行ウ)329	厚生労働大臣	H21.2.27	<行政文書一部不開示決定取消請求事件> 戦没者の遺骨を焼骨する事業に関する文書について法第5条第2号イ、4号及び6号により一部不開示とした処分の取消しを求めたもの。	請求棄却	原告控訴 東京高裁21(行コ)96
	東京地裁	20(行ウ)424	厚生労働大臣	H20.10.17	<行政文書不開示決定取消請求事件> 医師国家試験に関して禁忌肢が含まれる問題の分かる文書等の不開示とした処分の取消しを求めたもの。	請求棄却	判決確定
	名古屋地裁	20(行ウ)71	愛知労働局長	H21.3.25	<行政文書不開示決定取消請求事件> 是正勧告書について法第5条第1号、2号イ、4号及び6号により不開示とした処分の取消しを求めたもの。	請求棄却	原告控訴 名古屋高裁21(行コ)24
農林水産省	広島地裁	19(行ウ)15	農林水産大臣	H20.8.28	<文書開示処分取消請求事件> 第3者である特定会社が作成した特定登録農薬の薬効薬害試験成績資料代替書等について、法第5条第2号イに該当しないとして開示決定した処分の取消しを求めたもの。	請求棄却	判決確定
林野庁	大阪地裁	20(行ウ)124、 同125、同126	林野庁	H21.1.27	<行政文書不開示決定処分に係る審査請求棄却裁決取消等請求事件> ①特定分収育林契約地に係わる契約時の収穫調査に関する文書(標準地図面)について、法第9条第2項により不開示とした処分の取消しを求めたもの。②同契約地に係わる①の文書を廃棄したことがわかる文書について、法第9条第2項により不開示とした処分の取消しを求めたもの。③同契約地に係わる分収育林契約を募集した際のパンフレットについて、法第9条第2項により不開示とした処分の取消しを求めたもの。	請求棄却(一部②については、訴え却下)	判決確定



行政機関名	裁判所	事件番号	行政庁	判決年月日	事件の概要	判決区分	備考
林野庁	大阪地裁	20(行ウ)173、 同184、同185	林野庁	H21.3.5	<p>&lt;行政文書不開示決定処分に係る審査請求棄却裁決取消等請求事件&gt;</p> <p>①特定分収育林契約地に係わる風水害による被害について森林保険の指定機関に損害発生等を通知した文書及び指定機関から保険金の分配について報告を受けた文書について、法第9条第2項により不開示とした処分の取消しを求めたもの。②同契約地に係わる森林国営保険について国の森林保険加入と保険料納入を証明する文書及び保険料納入領収書の写しについて、法第9条第2項により不開示とした処分の取消しを求めたもの。③同契約地に係わる杉や桧にかずらが巻きついて枯れた本数がわかる分かる文書について、法第9条第2項により不開示とした処分の取消しを求めたもの。</p>	請求棄却	判決確定
	大阪地裁	20(行ウ)188、 同191	林野庁	H21.3.5	<p>&lt;処分取消請求事件&gt;</p> <p>①特定分収育林契約地に係わる販売用第2回毎木調査又は収穫調査(樹種別明細がわかる)のわかる文書について、法第9条第2項により不開示とした処分の取消しを求めたもの。②同契約地に係わる販売のための第2回毎木調査に投入する人員数と徳島森林管理署平成19年度分収育林支出・予定簿のわかる文書について、法第9条第2項により不開示とした処分の取消しを求めたもの。</p>	請求棄却	判決確定
国土交通省	高松地裁	19(行ウ)2	国土交通大臣	H20.12.1	<p>&lt;行政文書の不開示決定取消訴訟事件&gt;</p> <p>都市街区確認等調査業務の成果品のうち、都市再生街区基本調査成果図の電磁的記録について、法5条1号により不開示とした処分の取り消しを求めたもの。</p>	請求棄却	原告控訴 高松高裁20(行コ)20
	釧路地裁	20(行ウ)3	北海道運輸局長	H20.9.9	<p>&lt;公文書一部非公開決定取消請求事件&gt;</p> <p>継続検査に係る申請書添付の自動車重量税納付書の写しに記載されている指定整備工場名を、法5条2号イに該当するとして一部不開示とした処分を行ったところ、本件文書に記載された各自動車は、原告の下から盗まれたものであるから、その犯人を特定するために開示されることが必要であり、一部不開示とされた部分は、法5条2号ただし書に該当するとし、本件処分の取消しと不開示部分の開示を求めたもの。</p>	訴え却下	原告控訴 札幌高裁20(行サ)6

<控訴審>

行政機関名	裁判所	事件番号	行政庁	判決年月日	事件の概要	判決区分	備考
法務省	東京高裁	20(行コ)50	大阪矯正管区長	H20.7.29	<行政文書不開示処分取消請求控訴事件> 大阪拘置所の死刑場に関する図面の開示請求について、法5条4号により一部不開示とした処分の取消しを求めたもの。	控訴棄却	控訴人上告 最高裁21(行ツ)345
	東京高裁	20(行コ)206	法務大臣 大阪矯正管区長	H20.12.17	<各行政文書不開示処分取消請求控訴事件> 「死刑執行指揮書」、「死刑執行速報」及び「死刑記録」の一部不開示決定の取消しを求めたもの。	控訴棄却	控訴人上告 最高裁21(行ツ)101 控訴人上告受理申立て 最高裁21(行ヒ)120
外務省	東京高裁	19(行コ)345	外務大臣	H20.5.29	<公文書非公開処分取消請求控訴事件> 外務省が行った存否応答拒否決定を違法とした東京地裁判決(平成19年9月)を不服として、国側が控訴をしていたもの。	控訴棄却	控訴人上告受理申立て 最高裁20(行ヒ)306
国土交通省	札幌高裁	20(行コ)18	北海道運輸局長	H21.1.30	<公文書一部非公開決定取消請求事件> 北海道運輸局長による公文書一部不開示決定が違法であるとして、その取消し及び不開示部分の開示を命ずることを求めた原審が、開示決定がされた日時において控訴人の代表権を有しない者によってなされたものであり、不適法だとして退けられたために、控訴したもの。	控訴棄却	控訴人上告 最高裁21(行ツ)167

<上告審>

行政機関名	裁判所	事件番号	行政庁	判決年月日	事件の概要	判決区分	備考
総務省	最高裁	20(行ツ)90	総務大臣	H20.4.11	<異議申立棄却決定取消等請求控訴事件> 「平成9年10月13日、総務庁行政苦情110番に行政相談委員の対応に対する苦情の申出をした際の苦情処理票及び添付書類一切(愛媛行政監察事務所から総務庁へ送付の書類も含む)。」について、法第5条第1号及び第6号により部分開示とした処分及び決定の取消しを求めたもの。	上告棄却	
法務省	最高裁	21(行ツ)122 21(行ヒ)130	法務大臣	H20.9.18	<行政文書不開示決定処分取消請求, 訴えの追加的併合, 行政文書不開示決定処分取消請求上告・上告受理事件> 司法試験委員会会議の録音テープ, 同会議の発言者名のわかる議事を記録した文書について、行政文書として保有していないとして不開示とした処分の取消しを求めたもの。	上告棄却、申立て不受理	
	最高裁	21(行ツ)345	大阪矯正管区長	H21.3.26	<行政文書不開示処分取消請求上告事件> 大阪拘置所の死刑場に関する図面の開示請求について、法5条4号により一部不開示とした処分の取消しを求めたもの。	上告棄却	
外務省	最高裁	20(行ツ)130 20(行ヒ)140 20(行ヒ)141	外務大臣	H21.2.17	<行政文書不開示処分取消請求事件> 外務省の報償費関連文書の不開示決定に関し、部分開示を命じた東京高裁判決(平成20年1月31日)を不服として上告受理申立が行われていたもの。	上告棄却、申立て不受理	
防衛省	最高裁	20(行ツ)82 20(行ヒ)86	防衛大臣	H20.12.5	<文書開示等請求訴訟事件> イラク復興支援派遣輸送航空隊の運航実績等が記載された「週間空輸実績」について、その一部が法第5条第3号に該当するとする一部開示決定処分の取消しを求めたもの。	上告棄却 申立て不受理	